

「秋のレビュー」（１日目）

女性活躍・子育て支援に関連する事業

平成26年11月12日（水）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：市川行政改革推進本部事務局次長

評価者等：永久評価者（とりまとめ）、石田評価者、佐藤評価者、水上評価者、横田評価者、鯉渕参考人、寺山参考人

府省等：内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室、財務省主計局

○市川次長 それでは、お時間ですので、セッションを開始したいと存じます。

最初のセッションは「女性活躍・子育て支援に関連する事業」でございます。

女性の活躍推進が内閣の重要施策でございまして、女性が活躍しやすい社会を目指す上で、待機児童問題や「小1の壁」問題の解決は重要課題となっております。

また、この女性の活躍・子育て支援に関しては、各省庁が各所管分野の職種等を対象に、いろいろな支援措置を今、講じているところでございます。

本日このセッションにつきましては、テーマを3つに分けて、順に御議論いただきたいと思いますと考えております。

今、画面ではこういうテーマごとの対象事業を整理したフリップをごらんいただけるようになっているかと思いますが、テーマ1「待機児童解消加速化プラン」。ここでは保育所関係の予算を中心に御議論いただきます。

テーマ2「放課後子ども総合プラン」。ここでは「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」、こうした事業について御議論いただきます。

3番目の個別事業は、女性の職業支援に関する個別事業でございますが、ここでは農水省の事業と文科省の事業を1つずつ取り上げて御議論いただくということになっております。

まず、事務局からテーマ1について説明をお願いいたします。

○事務局 「待機児童解消加速化プラン」は、25年度から29年度までに潜在的なニーズを含めまして、約40万人の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を目指すプランでございます。

このプランは平成25年度からのプランでございまして、5年計画になってございます。25、26年度を「緊急集中取組期間」としまして、約20万人の受け皿を確保するということで、これまで約19.1万人分の受け皿を確保し、ほぼ計画どおりに進んでございます。

他方で、なお足元、約2万人以上の待機児童の方がおられまして、その潜在的な需要も酌み取りながら、さらに今後3年間、取り組みを進めていく、20万人の受け皿を確保していくというプランがございます。

こういったハード整備は非常に重要でございますけれども、ここでは、ソフトの事業に焦点を当てて御議論をいただければと思っております。

後ほど、横浜市の担当局長の方から横浜市の保育コンシェルジュについて御説明をいただきたいと思っておりますけれども、このサービスは保育に関します情報の収集、提供、そういったものをもとに保育ママさんたちの相談に応じるという事業でございます。まさに、待機児童を抱えておられるお母様方に寄り添って、その不安解消につなげるとともに、ほかの保育サービス、一時預かりですとか、あるいは認証保育所、そういったところの有効活用も図りながら、待機児童の解消に努めておられるところでございます。

こうした取り組みは、非常に私どもは大事だと思っておりますけれども、実際に利用されている市区町村の数はまだそれほどふえておりませので、こういった取り組みをさらに普及させていく必要があるのではないかとというのが、問題意識の1番目でございます。

次は保育所の運営主体の問題でございます。

保育所の運営主体につきましては、株式会社の参入が大分進んできております。このような中にありまして、子ども・子育て支援法で設置主体を問わず、要件さえ満たせば基本的に参入が認められるということで、今後ますます株式会社の参入は進んでくると思いますが、他方で利用される側の不安も一部には聞こえてくるわけで、こうした中で、きちんと第三者の評価を受けるということが大事になってくるのではなかろうかと考えてございます。

こうした第三者評価の取り組みも横浜市において行われておりますけれども、こういった取り組みもなかなか進んでいないのが実情でございますので、こういった取り組みを加速化していく必要があるのではないかとというのが、もう一つの論点でございます。

最後、子育て支援策の費用負担でございます。

これは大変大きな問題でございますけれども、この円グラフ、現物給付の公費負担と事業主負担のシェアでございます。

公費で1.6兆円の負担に対しまして、事業主が652億円ということで、基本的には公費中心で負担がされているわけでございます。今後、保育所がふえ、保育所の運営費補助もふえる中で、なかなか消費税で弾力的に対応していくということも難しい中であって、今後、この負担をどうしていくか。

例えば企業に着目しますと、お母様方の就労が継続するということで、裨益もございますし、また、将来の労働力確保という観点からも、やはり企業の裨益にも着目していく必要があるのではなかろうかということでございます。

次のページ、論点でございますが、詳細な読み上げは省略させていただきます。

以上でございます。

○市川次長　ありがとうございます。

続いて、厚生労働省、論点に沿って説明をお願いいたします。3分以内でお願いします。

○厚生労働省　厚生労働省保育課長でございます。よろしくお願いいたします。

資料は2つ、説明資料と参考資料を用意させていただいておりますが、説明資料に則して御説明いたします。

1 ページ目でございますが、今、事務局から御説明があった「待機児童解消加速化プラン」についてです。

重複は避けますが、補足的に御説明いたしますと、5年間で40万人という数字の目標を掲げておりますが、上に吹き出しでついておりますとおり、この40万人という数字は目の前の顕在化している待機児童の数を上回る潜在ニーズを含めた受け皿を確保していこうというものです。

来年から新しい制度も始まりますが、それに向けて市町村が新しく計画をつくっております。そこでも潜在ニーズ、新しいものを把握することになっておりますので、今後その全国集計値で置きかえる作業をしていく予定でございます。

この40万人をどうやって達成するかということですが、最初の2年間はおおむね20万人確保できておりますので、その手法として、真ん中にありますとおり、5つ、主だった手法を掲げております。

1 つ目は、保育所を施設整備していくというもの。

2 つ目は、保育所の人材を確保するというもの。

3 つ目は、新しい制度は、従来の認可保育所という類型以外に小規模の保育であるとか、家庭的保育であるとか、多様な保育の受け皿をふやしていこうということにしております。

4 つ目は、今、認可外であるものの、認可化への支援。

5 つ目は、事業所内保育施設への支援。

こういう多様な受け皿で、40万人を確保していこうということでございます。

論点で挙げていただいておりますソフト事業というところでございますが、後から御説明があると思いますが、横浜市さんが取り組まれているコンシェルジュの事業がございます。それも参考にさせていただいて、新しい制度では利用者支援事業という、市町村の事業を法律上の事業として位置づけております。

何をやる事業かといいますと、子育てニーズとサービス、資源のマッチングをきめ細かくしていこうということで、計画的な待機児童解消につなげていこうという事業でございます。こういう事業に取り組んでいただける市町村をふやしていくといったことも重要だと思っております。

3 つ目は、第三者評価の推進でございます。参考資料のほうにありますが、残念ながら、保育で第三者評価の利用はまだ非常に低調な状況でございます。その背景には幾つかあるかと思いますが、1 つは第三者評価をする側の質の確保ということも重要でございます。そのために新しい指針、ガイドラインというものを策定し、質の高い第三者評価を普及していく。これがまず1 つの取り組みでございます。

もう一つは、5年間で全ての事業者が第三者評価を受審していただくことを目標としまして、まず目標を立てているということ。さらに、新しい制度では公定価格の中で、その

受審料を支援するスキームを入れてございます。

最後に、企業も含めた重層的な子育て支援ということで、来年4月から始まります新制度では、経済界にもいろいろなお願いをしながら法律をつくってきたわけですが、その中で、より企業に関連の深いと判断される延長保育でありますとか、放課後児童クラブでありますとか、病児保育、この3つの事業に対して事業主からの財源を充てていきたいと思いますということを法定化してございます。

もう一つは、保育の提供の認可の仕組みの中に、事業所内保育施設というものをしっかり位置づけまして、そういう企業の従業員あるいはその周辺にいる地域の住民の方の受けとめをしていただくということを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○市川次長 どうもありがとうございました。

ここで参考人として横浜市子ども青少年局の鯉渕信也局長にお越しいただきました。横浜市は、平成22年に1,550人いた待機児童を平成25年にはゼロにしたことで有名でございますが、その横浜市の保育行政、横浜方式、この指揮をとられている鯉渕局長より、ただいま話が出ました保育コンシェルジュ、あるいは第三者評価の実施状況などについて、5分程度でお話しいただければ幸いです。

○鯉渕参考人 横浜市の子ども青少年局長をしております鯉渕と申します。

本日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。

それでは、3点について御説明させていただきます。

まずは、保育コンシェルジュ事業でございますが、コンシェルジュは、保育サービスに関する専門相談員でございまして、非常勤嘱託員です。保育に関心があり、子育て中の方を応援したいという意欲のある人を、18区ございますが、各区で公募いたしまして、作文や面接等で選考しております。資格は特に求めておりません。

保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室、これは市独自の認証している認可外でございます。それから、一時預かり事業、幼稚園預かり保育、こちらは11時間の保育を、現在、横浜の幼稚園280ほどございますが、半分を超える程度のところでやっております。そうした情報提供をいたします。

具体的な業務は3点ございまして、まず1点目は「保育サービスの利用に関する相談業務」ということで、区役所ないしは出張して相談に応じております。

2点目が「入所保留児のアフターフォロー業務」ですが、保育所に入所できなかった親御さん、入所保留と言っておりますが、そういった方々に対しまして、改めて保育状況や意向確認等を行いまして、認可保育所以外の保育資源を情報提供、または紹介を行います。

ことしの4月1日の保留児童数は、実は2,384人おりました。保育園を申し込みながら入れなかった方が2,384人ですが、そうなった時点で改めて御相談に乗りまして、1,140人の

方に横浜保育室等の事業に入っていただいております。認可保育園の入所が始まる前に既に横浜保育室を予約されているような方は別途、いらっしゃいます。横浜保育室自体は5,000人ほど定員がございますので、事前に予約を入れられる方もいらっしゃいますが、入所保留になってから入られる方がこれぐらいの数字いるということでございます。

3点目は、保育資源の情報収集を適宜、やっているということです。実績といたしましては、18区に27人おまして、相談件数は延べ2万件ほどになっております。

企業立の保育所につきましてですが「導入の経過」でございますが、平成12年3月の国の通知によりまして、株式会社の参入が認められ、横浜市では平成14年の6月から認可保育所を設置しております。

「企業立認可保育所の推移」は下の表のとおりでございますが、一番左が公立も含めた総数でございますが、平成26年度で申しますと、総数は611のうち、公立を除きまして、民間は523ございますが、このうち企業立が175ということで、全体の28.6%を占めておりますが、新規園だけに限りますと平成26年4月ごろにできたということになります。31園増加しております。企業立はそのうち23、74%という、これは瞬間風速で高いと思いますが、横浜の場合、5割程度、新規は企業立ということで御理解いただけたらと思います。

「企業立の保育所整備に対する考え方」ですが、設置認可に当たりましては、基本的には社会福祉法人等と同様の審査でございますが、企業につきましては、本業での経営状況が大きく影響する場合がございますので、財務分析などをプラスアルファでやっております。

運営費や内装整備の補助金は社会福祉法人と企業立に差を設けておりませんが、更地に建物を整備する場合の補助金は、国のルールを受けまして、社会福祉法人等が対象ということで、株式会社は補助対象外としております。

保育園の整備は今後とも必要でして、本当に現在、子ども基金をつくっていただいている、その助成を横浜市は受けておりますが、大変助かっております。

第三者評価でございます。

本市の第三者評価は評価基準を学識経験者や保育事業者などで検討いたしまして、平成16年度から事業を開始しております。

保育分野の基準は「利用者（子ども本人）の尊重」、「サービスの実施内容」、「地域支援機能」、「開かれた運営」、「人財育成・援助技術の向上」、「経営管理」の6つの領域に分けて、71の評価項目で評価しております。

評価基準は、国の保育所保育指針の改定や第三者評価ガイドラインの策定時、本市の食物アレルギー対応のマニュアル作成の際に見直しを実施しております。

本市の評価機関は県の第三者評価の推進機関である「かながわ福祉サービス第三者評価機構」の認証及び市の指定を受けた機関となっております。

「保育所の取組状況」ですが、第三者評価を平成25年度から義務化しております。

受審を促進する取り組みといたしましては、保育所は自己評価と第三者評価を実施しま

して、その結果を公表することになっておりまして、保育所は5年に1回以上受審。実費補助60万円を上限としておりまして、平成26年度は5,900万の予算となっております。

課題は、評価調査員の育成ということになりまして、いろいろと研修をやっております。

今後の方向性といったしましては、地域型保育、認定子ども園などの評価基準を新たに作る必要があるということでございます。

以上でございます。

○市川次長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで議論に移りたいと存じます。どなたからでも御意見、結構でございます。御意見の際には、ネームプレートをお立ていただくか、サインを送っていただければと思います。

それでは、水上先生、お願いします。

○水上評価者 ありがとうございます。

今、横浜市の取り組みを非常に興味深く聞かせていただいたのですけれども、特にまず、コンシェルジュ事業についてなののですけれども、こういうコンシェルジュ事業的なソフト的な支援というのは、ぜひ今後やっていくべきなのだろうと思うのですが、一方で、現時点では横浜みたいにすごく進んでいるところとそうでないところがあるわけですが、どういう要件を整えたらこういうことはできるようになるのでしょうか。

○鯉渕参考人 現在、政令指定都市ですと、半分ぐらいのところが同じような仕組みを持っているかと思いますが、まず一つは、ある程度、認可保育園をつくって御紹介できるところがないと、コンシェルジュさんは精神的に参ってしまうと思います。

幾つか保育園の候補を出せば大体入れるような政令指定都市もそれなりに多うございまして、そういったところはつくる必要がないのかということで、その中間領域のところというのでしょうか。整備を相当やっていないしは横浜保育室のようなものを持っている。幼稚園預かり保育のようなものを持っている。親御さんたちは認可保育所のことしか頭に入っていないことが多うございますので、そういう御紹介できるものを持っているということが必要かと思います。

○水上評価者 ありがとうございます。

つまり、今の話というのは、すごく整理が進んでしまっていると逆に要らないし、全然進んでいないと勧めるものがない。だから、そのちょうど中間ぐらいのところだと非常にこういう仕組みが効いてくるということだと思うのですけれども、そのときに、今、横浜保育室という話がありましたが、つまり、ある意味では、自分の受け皿があるから、最後はそちらに誘導すればという話があると思うのですが、そこは必須の要件になるのですか。

○鯉渕参考人　それが認可保育園でもよろしいとは思いますが、往々にして、保護者の皆さん方は認可保育所の中だけで選ぼうとされるので、そこで入れないという状態になったときに、コンシェルジュさんたちの御意見、御相談内容に、あっせんに応じるような状態になる方たちが相当数いるということでございます。

○永久評価者　では、今の引き続きで、横浜のコンシェルジュの話でお伺いしたいのですが、けれども、18区ありましたね。そのうちここに書いてあるのは合わせると9名ですか。

○鯉渕参考人　全体では18区27人でございまして、1区に3人いるところが3区、2人いるところが3区という意味でございます。

○永久評価者　わかりました。こうしたマッチングはとても重要だと思うのですが、どのぐらいの利用者がいらっしゃったのかというのは、数字はここにありましたか。

○鯉渕参考人　延べで恐縮ですが、2万件の相談、入所保留になった方へのアフターフォローとしては、5,451件をしております。1人の方に2回やっている、3回やっているという方もあるとは思いますが。

○永久評価者　これが待機児童ゼロにするために最も有効な方法であったと御理解されていると認識してよろしいですか。

○鯉渕参考人　待機児童の解消のために、最大の貢献は認可保育園をつくることです。

○永久評価者　でも、コンシェルジュは必要だということですね。

○鯉渕参考人　できるだけ空き定員をつくらずに、また、横浜保育室も4月時点では8割ぐらいの入所率なのですが、8割になるために、コンシェルジュたちは相当活躍されております。年度途中には横浜保育室も100%になります。

○永久評価者　このコンシェルジュの事業というのは、誰のアイデアでどのお金を使ってやられているのでしょうか。

○鯉渕参考人　現市長が当初1期目で当選されたときに、待機児童対策を何とかすべきだというときに、プロジェクトチームをつくってディスカッションをいたしまして、この点だけは多分、横浜のブランドのような提案だったと思います。お金は市費でこれまでやっ

てまいりましたが、現在は国費を入れていただいております。

○永久評価者 国費が入っているということですか。

○鯉渕参考人 はい。

○永久評価者 これまでは市のお金だけでやられてきた。

○鯉渕参考人 はい。

○永久評価者 それはどうしてですか。

○鯉渕参考人 必要だと考えたからです。

○永久評価者 必要だというか、お金が来るからということですか。

○鯉渕参考人 実は私ども平成15年、16年、17年にも1回、前の市長のときの1期目のときに、相当保育所を整備したことがあるのですが、そういうやり方だけではゼロにはならないという確信があったのです。

きめ細かい対応をしなければならないということを現市長の1期目のときに考えまして、こういう最後の詰めをしていくような対応をするということが必要であろうということで、こういう専門の相談員を置くことにいたしました。

○永久評価者 人を集めるのがとても難しいという話をよその自治体でやられているところで聞いたのですが、このコンシェルジュの事業で一番難しいところはどこですか。

○鯉渕参考人 私どもは、このコンシェルジュさんになっていただく方は、結構、実は倍率がかかっているぐらいでして、いい人材を集めることができたと思います。その背景に子育て関係の支援をしている団体が、370万人もおりますので、たくさんあるということも背景にはあると思います。

○永久評価者 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤評価者 横浜のケースは非常に興味深いと思うのですが、恐らく待機児童には2つの意味での待機児童があって、1つは絶対的な保育所施設の数の不足というのと、恐らく横浜市さんはこのケースだと思うのですが、マッチングの問題。認可保育はそこそ

この数はある、あるいはいろいろな保育関係の施設はあるのだけれども、なかなかそこに行くまでの情報というのが、ちゃんと保護者の方々に行き渡っていないケースだと思うのです。

ここで今度は国の施策にかかわってくるのだと思うのですけれども、一応、40万人という目標を立てつつ、絶対数で見たときにどうやって待機児童を減らしていくかというのは何となく道筋は見えるのですが、今、言ったマッチングの問題。実は私は専門は社会保障とか医療関係なので、医師不足の話にもかかわるのですけれども、医師の数が絶対的に足りないというよりは、配置が患者のニーズに合っていないというケースがあるのです。

それと同じように、例えば今、一生懸命になって、保育関係の施設をふやそうとはしているのですが、その配置と保護者のニーズは本当に合っているのか。ぴったり合わせるの難しいとすれば、それが合うようなマッチングの仕組み。ちょっと遠いかもしれないけれども、こういう施設があるのですよとか、ここは認可ではないのですが、こういうサービスが受けられるのですよという情報提供の仕組みをつくっていかなければ、本当の意味で待機児童はなくならないと思うのですけれども、その辺はどういう道筋を厚労省さんはお持ちなのでしょう。

○厚生労働省 まず、数をつくらなければ始まらないということですが、マッチングの点について言いますと、一つ制約条件としてありますのが、親御さんが勤務途上でお子さんを預けて、また、勤務の帰り際に引き取ってくるという性格があるので、預かる側が余り広域的に動けない、保育所を選べないという制約がそもそもありますけれども、こういう横浜市さんがやられているコンシェルジュという取り組みも非常に有効だと思って、我々もそれを見習って制度化しているわけですが、一部の自治体でそれ以外に、駅前でお子さんを受け取って、そのお子さんを保育所にバスで連れていく、そういう事業をやっている自治体もあります。

○佐藤評価者 一応、国として何らかの理由でこの40万人というのを必要人数として推計しているわけでありまして、そこにはやはり潜在的なニーズというのは積み上げなのか、えいやなのか存じ上げないのですけれども、何らかの形で数字が出ているわけですね。

これを今後どうやって満たしていくかというのが問われると思うのですけれども、いろいろな自治体さんによって、取り組みは違うとは思いますが、こういうケースではこういうやり方があるとか、地方によってはもちろん車で出勤される方もいらっしゃる場所もあるので、それであれば車の道路の脇に保育所施設があればいいしということになる。その辺の事情というか、いろいろなモデルケースが出てくると思うのですが、その辺は何か、厚労省さんのひな形をつくるということはされていないのですか。

○厚生労働省 ひな形まではいっていないのですけれども、確かに地域性はあると思いま

すが、潜在ニーズが強くあるのは、やはり都市部です。地方に行っても、県庁所在地のようなところでは。

特に顕著なのは東京都で、こちらは今フルタイム、フルタイムの御家庭でもなかなか入りづらいということで、絶対量がかなり不足しているというのが現状だと思いますので、40万人の大きいところは、数をふやしていかないとどうにもならないという問題だと思っていますので、その潜在ニーズが強くあるということを踏まえて、量の整備をまず基本にしながら、しかしながら、今、横浜市さんからも御紹介されましたように、東京都ほどの状況でないところについては、こういうマッチングのところもしっかりあわせて強化していくということではないかと思っています。

○石田評価者 鯉渕局長、大変参考になるお話、ありがとうございます。

保育施設と利用者のマッチングなのですけども、恐らく、今まで市区町村のほうでも、子育て支援課ですとか、何らかの形で保育を希望される方と施設の御案内というのはやっていたと思うのですけれども、それを恐らく横浜市さんでは、さらに一歩進めたということに意味合いがあるのだらうと思われます。

「保育コンシェルジュ」と片仮名にすると、何か格段と質が上がったようにも思われるのですけれども、実のところにおいて、あいている保育所と利用者さんのニーズを結びつけること以上に、例えば、保育に求めるものだとか、働く時間帯、場所、そういった意味でのコンサルテーションとか、ある意味、カウンセリング的なことも入ってきてしまうと思うのですけれども、一般の行政、市区町村で置いている、あいている保育所の御案内ということ以上に何か取り組まれているがありましたら、教えてください。

○鯉渕参考人 私どもも、もともとはこのコンシェルジュの仕組みはなかったわけで、もちろん区役所の窓口で御案内を当然しているわけなのですが、このコンシェルジュ事業をやってみて私どもも強く感じることですけれども、本当にこの人たちは、働き始めたときから公務員というわけではないということもあってだと思うのですが、本当に寄り添うのです。

こちらから入所保留時のアフターフォロー業務というものをやっておりますが、実は私どもは入所がだめになった保護者さんにこちらから電話するというのは怖くてできなかったです。それを「私も一緒に考えますから大丈夫ですよ、お母さん」と言って、話しかけていくのです。お話ししている内容は「通勤経路はこちらの駅かもしれませんが、反対方向に行けば、横浜保育室があいているのです。ぜひ、ここに入ったらどうですか」という説得をするわけです。そういうことの成果で、この1,000人余りの方たちが入っていったということかと思っています。

○石田評価者 ありがとうございます。

その点に関してなのですけれども、逆に入所保留児が今度、入った後に、例えば多少、近くで本当は希望していたのだけれども、若干そういうアドバイスをいただいて遠くに行ってみた。しかし、やはり合わないのだけれども、もう一回探したいという、入った後のアフターフォローもしていただけるのでしょうか。

○鯉渕参考人　そういう意向があればすることにはなるとは思いますが、正直なところ、そういう余裕が今の横浜には多分ないと思います。少なくとも認可保育園に転園するというのは、相当困難、ほぼ無理だと思います。

○横田評価者　今のお話と結構近いのですけれども、ユーザーさん、住民の方にとってはとても寄り添っていただけるいいサービスかと思うのですが、横浜自体の箱の絶対量も恐らく足りていないと思うのです。一つは多分、ITを使ってなのか、住民の本当にどこの地域にマッピングしたら箱が大事なのかとか、逆に言うと、箱をつくらずにこのぐらいの人数だったら小規模保育で済ませられるのではないのかとか、そういうコンシェルジュさんに集まってくるデータを有効活用して、箱だったりとか、ほかのものに変えていくみたいな取り組みができているのかということと、それがもしできたら、箱にお金をかけるよりもソフトにお金をかけることで、有効にお金を使える効能につながるのかというのを、もし御意見があればいただきたいのです。

○鯉渕参考人　ことしの4月1日の時点で、横浜市の入所希望者数は、4,114人ふえましたので、それだけで50～60の保育園が必要という数になります。

そうした中で、私どもはこの待機児童対策をやるときに、コンシェルジュも置きましたが、庁内の組織としては18区に担当係長を置いておりまして、コンシェルジュさんと組んで住民対応もしますし、市として、どこにニーズがあるかの分析をするということと、土地、物件を探すということです。それを係長が中心になってやっております。

局で市全体をやっているときには、どこにという分析は正直なところできませんでしたが、区役所になると人口20万人ぐらいがベースになりますが、目に見える範囲の地域になりますので、ここにぜひ必要だとか、その場合には50～60人規模の認可保育園なのか、20人～30人規模の横浜保育室なのか、9人規模のNP0型の家庭保育なのか、さらに下の保育ママさんなのかというレベルを考えながら、設定しております。

○市川次長　ありがとうございました。

大分、コンシェルジュに議論が集中しているようでございますが、ここで、インターネット中継をごらんの視聴者の方から御意見が来ておりますので、紹介させていただきます。

○事務局　視聴者の方から御意見が寄せられましたので、御紹介いたします。

「子育てはコストじゃなくて田植えだと思ふ発想が必要ではないか」。このような御意見が寄せられております。

○市川次長 加えて、子育てについては、休暇を企業に義務づけしたほうが改善が早そうだという御意見も来ているようでございますが、ここで、第2の論点、第三者評価、子育て支援の拡充に当たっての財源の問題、企業も裨益することになるからという第3の論点について、まだ御意見が出ていないようでございますが、ここについての御議論はいかがでございましょうか。

○佐藤評価者 第三者評価についてなのですけれども、恐らくこの横浜市さんにおいても、この福祉サービスに関して第三者評価を実施されているということでありまして、保育というのは、なかなか保護者には直接見えないサービスでもありますので、何らかの形で評価をする。ただ、評価といっても、何を評価するのかが本当は大事で、それは客観的であることと、ほかの施設、保育所とちゃんと比較可能であることが前提であると思います。もちろん、タイムリーである必要もあると思うのです。

こちらの国の政策におきましても、この加速化プランにおきましても、第三者評価というのを受けさせる、義務化させる、その上においてガイドラインをつくるのだということになってはいますが、この後にもうちょっと詳しく、例えばガイドラインとして今、申し上げた客観性はどうやって担保されるのかということと、比較可能性というのはどのようにして確保するのかということについて、どのようなお考えを今のところ持たれているのかについて、お話しいただけますか。

○厚生労働省 まず、比較可能性のところなのですけれども、新しい制度では、ちょっと第三者評価と違いますが、それぞれの事業者の基本的な情報を全て出していただき、都道府県にインターネットを通じて公表していただき、それを事業者間で比較可能にする。例えば保育士さんが何人いて、どれぐらいの離職率があるかとか、そういうことがちゃんと比較可能な情報を提供することにしています。

それに加えて、第三者評価については、参考資料の5ページ目にありますが、残念ながら、受審率が5%台というまだ非常に低い状況にありますので、強力に受審を勧奨していく必要があると思っています。

この受審率が低い要因の一つは、お金を払って受審しますので、そのときに質の高い第三者評価をしてくれるということが受けたいと思わせる一つの重要なポイントだと思います。したがって、そこの指針、ガイドラインを新しいものを25年、26年とかけてつくって、これから普及していくということ。もう一つは、公定価格面で支援をしていくということでございます。

○佐藤評価者　ただ、ちょっと不思議なのは、第三者評価は、保育所、事業者からするといわゆる格付みたいなもので、誰かが評価してくれて、ここの保育所はちゃんとやっているのですという、ある種、お墨つきをいただけるわけですね。だから、ある意味5%というのはえらい低い数字に思えるのです。つまり、もしあなたが事業を展開しようと思っていれば、何らかのお墨つきが欲しい。何らかのコストは払うとはいっても、それを第三者がやってくれるのであれば、もっと率先してやってもいいはずです。

理由は多分、2つあり得て、1つは第三者評価の質というものがどうなのと、それはばらつきがあるから評価に基準があるかどうかよくわからないということ。

もう一つは、評価などしてもらわなくても、ある種、殿様商売ではないけれども、幾らでも人は来てくれるのだから、余りそのようなことは気にしないということと、そのあたりは何がボトルネックになると理解してよろしいのですか。

○厚生労働省　今、2つ挙げていただきましたけれども、両方の要因があると思います。

1つは、評価機関のほうの質の確保が重要であるということ。

あともう一つは、確かに特に都市部においては、待機児童がいるぐらいですので、利用者に困ることは基本的にありませんし、利用者の契約のプロセスが市町村から委託を受けるという形になっていますので、その前段階として利用の希望を保護者から出していただく。そこに比較、選択というところが出てきますので、実際上は、選択がされているとは思いますが、市町村から委託を受けるという仕組みになっている。そこが第三者評価の低い要因の一つにもなっているのではないかと思います。

その仕組みは新しい制度でも変わりませんので、したがって、この5%という状況を大きく改善していく必要がある。一定割合以上受けるようになれば、やはり周りを気にし出すと思いますので、そこからは加速化してくると思いますので、そこをちゃんと支援していくことが重要だと考えています。

○市川次長　この5%という低い現状から100%まで持っていくに当たって、例えば、市町村ごとの取り組み状況を公表して、ピアプレッシャーというか、公表することによって競わせる効果ということも考えられるという意見もあるようですが、そこは、先生方、どのように御評価されるでしょうか。

○佐藤評価者　多分、そこは自治体によってかなり取り組みが違うのではないかと思います。もちろん保育所に任せて評価を受けますかどうかとやっていたら、それは面倒くさければ評価を受けないということにもなりかねないので、むしろ私も伺いたいのですけれども、これは自治体によって積極的に取り組んでいる自治体と、恐らくそうでもない自治体というときに、一体、何がそれを決めているのか。財政的な問題なのか、あるいは単に意識の問題なのか、そのあたり、厚労省さん自身はどう把握されているのでしょうか。

○厚生労働省 今日、いらっしゃっている横浜市さんは積極的に取り組んでいらっしゃる自治体だと思いますけれども、自治体側としてもインセンティブが、先ほどの横浜市さんの紹介では、株式会社の参入も大きくふえてきている中で、選択に資するようというお話がありましたが、そういう環境にあるところは比較的、御熱心に取り組んでいただけているということだと思っています。

○佐藤評価者 単純な発想ですけれども、義務化したら何か問題があるのですか。

○厚生労働省 今の低い現状のもとで義務化しても、なかなか実行性が伴わないということだと思いますので、まずは100に近い状態に持っていくことが重要だと思っています。

先ほど申し上げましたが、来年の新制度からは情報公表制度というものが別に動きまして、この第三者評価を受審すれば、それを受審したということも比較可能な形で公表対象になりますので、そういう意味でもインセンティブがつくと思います。

○市川次長 ありがとうございます。

時間が迫っております。まだ、第3の論点について御議論が進んでおりません。この子育て支援と企業との関係、これについての御議論をいただければ幸いに存じます。

○永久評価者 これは事業主も裨益するということですが、多分そうだと思うのですが、子育て支援が今までも進んできたわけですから、それによって女性の就労がふえたという相関はどのようになっていますか。

○厚生労働省 今、手元に数字はありませんが、私どもが分析したことがあるのは、都道府県ごとに保育の受け皿の伸び率と子育て世代の女性の就業率を見比べると、やはり保育の受け皿がふえると就業率が上がる傾向は見てとれます。

○永久評価者 それは、数字はどのようになっているか比較はできないということですか。

私が知りたいのは、この子育て支援がふえると確実に就労がふえるということであるならば、企業が裨益する。いろいろな意味で裨益はしているのだと思うのですが、その状況がないと企業が裨益しているかどうかというのが、要は雇用の確保がよくできるのかということなのかもしれませんけれども、裨益することが自明なことになっている気がするのですが、それが自明なのかどうか一回確認したいということだったのです。

つまり、働く環境は整備される、よくなると思うのです。だけれども、それが実際に働くということになると直結しているかどうかといったら、違う要素もたくさんあるので、そこが一番重要なポイントなのかどうかというのを知りたいわけです。

○厚生労働省 定性的には言えると思うのですが、定量的にということだと思いのすけれども、因果関係までは証明できないのですが、都道府県を比較してみても、保育の受け皿、利用率がふえた程度です。そこが高いところは子育て世代の女性の就業率も上がっているというのは何となく見てとれますので、一つの参考になるデータではないかと思いのす。

○永久評価者 では事業主に負担してもらおうとして、どのような負担の仕方をするというこを想定されているのでしょうか。

○厚生労働省 これは新制度をつくるときにも議論をしまして、企業にとって、受益が近いであろうというこに負担をしたいという御意向だったこもあり、この新制度では、先ほどちょっと申し上げましたが、延長保育、要するに長時間預かるものです。

○永久評価者 要は事業者からどのようにしてお金をとるかという話です。

○厚生労働省 それは今、児童手当制度というものがあるのですが、そこに事業主から一部、拠出金をいただいている。そのルートで拠出金を今、この新制度についてもいただいています。

○永久評価者 それはどのような仕組みなのですか。事業主がいて、どの部分に費用がかかるのですか。支払っている給与に対して何%かふえるということですか。そういうこが知りたいのです。

○厚生労働省 そういうこです。基本的には、払っている給与の総額に定率をかけて、それが拠出金の額ということす。

○永久評価者 何%出すこになるのでしょうか。

○厚生労働省 これは児童手当も含んでいるのですが、1,000分の1.5以内というこになっています。

○永久評価者 それは大企業であろうが、中小企業であろうが、保険料でしょうから、利益が出ても出なくても関係なくとるということすね。

○厚生労働省 これは年金の制度にリンクしているのて、年金の対象になっている事業主にはお払いいただくということになっています。

○永久評価者 具体的に利益が出ていないところの会社に関して言うと、払えないですから、結局、給与が減るみたいな感じになるかと思うのです。

○厚生労働省 実際、給与をどう決められているのかというのは、私どもの及ばないところですけども、一応、別物になっております。

○永久評価者 そこにしわ寄せが来る可能性はありますね。

○厚生労働省 可能性は否定はできません。

○永久評価者 わかりました。

○市川次長 この論点については、厚生労働省の立場のほかに財政当局の立場もあろうかと考えております。財政当局、本件についての見解をお聞かせ願いたいのです。

○財務省主計局 現状、事業主の方に負担していただくものの考え方は法律上どうなっているのかというのは、先ほど厚生労働省から御説明があったとおりなのですが、財務省からの問題意識として、財政制度審議会等でも御紹介をしたのですが、事務局から御説明があった、冒頭の資料の中に、現物給付に対して事業主負担が現状4%であるという図なのですが、もうちょっと全体図を御説明しますと、これは現物給付なのですが、子育て支援は、こういう保育所であるとか、放課後児童クラブの現物給付と、現金給付がございます。現金給付は児童手当だったり育児休業給付だったりします。

これは26年度の予算の姿なのですが、これが現物なのですが、これ以外にあと現金給付のほうは全体で2.4兆円ぐらいの総額に対して、事業主の方が5,300億、およそ22%負担していただいているということです。

したがって、この子育て全体で見ると、現金のほうに22%、現物に4%ということがありますが、これをさかのぼって平成10年、ざっと15年ぐらい前を見ていただくと、現物のほうは事業主の御負担が2%、現金給付のほうは事業主の御負担が78%でありました。

もう一遍繰り返しますと、平成10年当時は現金の給付に対して事業主の方が8割御負担いただいて、現物は基本的には公費中心でやる。その後この子育て支援策を充実するのが国の課題となって、かなり金額を膨らませてきました。両方、現物、現金ともに増加をさせてきたわけですが、先ほど申し上げたように、増加させて、全体のパイが膨らむ中で、事業主の方の御負担というのは、現物が今のこの4%、現金が22%と下がってきている。

つまり何を言っているかということ、どちらかということ公費を中心にこの規模を拡大してきております。財政当局としては、子育て支援策は、先ほどの裨益する云々という話もご

ございますし、国の課題として必要な施策だということで拡大をしてきているわけですが、現状、公費中心でやるといっても4割は赤字国債でありますので、言ってみれば、子育て支援策という将来の子供たちのためというか、子供の支援策を、いわば将来の子供たちにつけ増しをしながら負担している実態にございますので、オールジャパンとして、この施策を拡充しようということを考えるときには、全体として、事業主の御負担の率が下がってきていることも鑑みて、事業主にとってのメリット、あるいはオールジャパンにとってのメリット、財源の手段の仕方という点で、幅広くここの事業主負担の強化が必要ではないかと考えております。

○市川次長 コメントシートの記入をお願いいたします。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤評価者 私、本業が財政学者なので、この財源の問題は少し注意したほうがいいと思うのです。事業主負担ありきという、では、それは雇用に対して税金をかけるのかと言っているのと変わらない議論になってしまいますので、これは他方でアベノミクスでは雇用拡大もうたっているわけですから、これは逆行しかねませんというメッセージにもなりかねないのです。

ただ、これまでの子育て支援は公費ありきということになっている。これをむしろ問題視したほうがよくて、何でもかんでも公費なのか。具体的には何でもかんでも消費税なのかという、そうではない。本来、この種の議論というのは、雇用保険も含めた保険のところでカバーできる部分はあるのではないかと。

それから利用料金。本当は多分、お父さん、お母さんが困っているのは、保育料が高いことではなくて保育サービスが受けられないことであるとすれば、当然、支払い能力のある方もいらっしゃるわけですから、そこはむしろ、もっとダイレクトな受益者負担というのはあっていいのではないかと。もちろん、所得の低い方に課す必要は全くないと思いますが、所得がある程度ある方で、預ける先がなくて困っている人であれば、お金は出していただけたらと思うのです。

何が言いたいかというと、少し財源を多様化していくという視点がなければいけないのだと思うのです。そうしないと、別に財務省の肩を持つわけではないですが、税金ばかりがそこに際限なく投入されていくということになる。保険ということであれば、事業主負担と被用者負担の話がありますので、そこはむしろ労使折半の議論になるか、そこは仕込み方ですが、事業主負担の比重を上げるというのも一つの判断なので、ただ、そういう多様化という視点の中で議論をしていかなければいけないのかという気はしたのです。

○水上評価者 多分、企業というものは国民一般とは別の裨益があるのだとすると、やは

り企業にも負担を求める必要があるねということなのだと思います。

ここは厚労省さんもその議論をする以上は、最初、永久さんがおっしゃった数字的な裏づけはどうかということです。もう一步踏み込んだ客観データが欲しいところではありますが、とりあえず、その相関があるということを前提にした場合は、これは女性の社会進出という話で出ているのですけれども、実際には、子供がふえて人口がふえるということは、労働人口全体がふえるということで、女性を雇用していない企業にとっても裨益はあるわけですね。

さらに言うと、日本国内で商売をしようと思えば、消費者人口自体がふえるわけだから、それは経済活動自体が大きくなるという話になるので、とすると、やはり日本国民全体というものの裨益とは異なる別の受益が企業には多分あるのだと思います。それこそ日本国内の外資系の企業だってあるし、日本国内の会社に株を投資している外国人にだってその受益はあるわけで、だとすると国民負担という話だけではなくて、日本国内で活動している企業自体に何らかの負担を求めないと本当の意味での公平になっていないということにはなると思います。

ですから、基本的には私は企業負担を求めるべきだと思いますし、明らかに今の時点で全体のパイが大きくなったことによって企業負担は減ってしまってきているので、そこは少し割合は考えたほうがいいのではないかと理解をしています。

その上で、それをどういうたてつけにするかというのは、結構重要なところですね。やりようによってはうまくいかないの、企業負担をふやすこと自体は賛成なのですから、もう少し具体的なたてつけをちゃんと議論しないとイケないだろうという理解をしています。

○市川次長　そろそろ取りまとめに近い時間でございます。コメントシートの送付をお願いいたします。

並行して、御意見、御指摘がございましたら、どうぞ。

御意見はないようですので、私のほうから厚生労働省さんにお伺いしたいのですが、先ほどコンシェルジュのような話を促進するということだったのですが、促進というのは、政策手段としてどのような政策手段を考えていらっしゃるのですか。第三者評価のほうは受審料支援などというお話がありました。

○厚生労働省　これも、来年から始まる新制度は保育の給付以外に市町村に選択してやっていただく13の事業があります。その中の12の事業はもう既に制度的に位置づけられているものなのですが、プラス1はまさにコンシェルジュの事業を新規事業として法律上、位置づけています。

そうすると、国の制度からも3分の1お金が出ますし、都道府県からも出る。そういう財政支援の仕組みが新しく始まるということになります。今年度前倒ししてそれをやって

います。

○水上評価者 では、メールを送ったので、もう少しと思います。

第三者評価の話がもう一步できなかったのですけれども、第三者評価の話はタイミングとやり方が結構大事だと思うのです。今の時点で第三者評価をしても、実際には、どういう評価をされても保育所自体が足りないから、利用者の選択には基本的に資さないですね。

ある程度ちゃんと供給が追いついてきて、利用者の選択というものが成立するようになったタイミングであれば評価をして公表するということに意味はあると思うのですけれども、現時点で公表されても、私の行っているところは余りよくない評価をされているけれども、変えられないという話だと、切ない気持ちになるだけだということだと思うのです。ですので、そこは順番を考える必要があるのではないかと思います。

そう考えると、第三者評価自体は義務づけたらいいと思うのですけれども、公表まで義務づけるかどうかは順番をつけたほうがいいのではないかと考えていて、第三者評価を義務づけるけれども、しばらくの間は公表まではしないで、最初は評価されると、そもそも評価の仕方が悪いとか、多分、いろいろなことがあるのです。そうすると、評価自体を少し練り込んでいかなければいけないから、いきなり公表すると間違いがある可能性もありますね。何年かの間は、評価はするけれども、公表はしない。むしろその評価を受けながら保育所がサービスの質の向上をやっていく。つまり、育成という意味での評価をするという段階を一回経て、十分にこなれてきてから公表するという順番をとらないといけないのではないかという気がするのですが、そのあたりはどうですか。

○厚生労働省 まず、受審促進はしたほうが良いと私どもも思っていますが、義務化はまだ早いのではないかというのが一つ。

もう一つは、公表の点については、中身はともかくとして、受審をしたという事実については公表してもいいのではないかと思います。そこは受審促進につながるので、それは新しい制度の公表制度の中で仕組んでいますので、そういう意味ではインセンティブになると思います。

○水上評価者 今の点、逆に言うと、最後まで受審したことだけしか公表されないと、評価された意味があるのかという議論があると思うのです。

だから、最初のうちは受審の促進のために受審したことの評価から始めます。何年かしたら私は義務づけたほうが良いと思いますけれども、いきなり義務づけられるかというところはあるかもしれないです。というところから入って、最終的には十分に供給量がふえた段階で、利用者にちゃんと選択をしてもらえる体制を整えるという順番をしっかりと、そこはタイムスパンを切ってあげないと、保育所側もいつからどうなるのかわからないというのが一番困るので、ちゃんと中期的計画を立ててあげる必要があるのではないと思

ます。

○佐藤評価者　また、私も第三者評価についてですけれども、ちょっと水上さんと意見が分かれてしまうかもしれないのですが、我々はこの第三者評価を何に使いたいかだと思うのです。

一つは、もちろん悪徳事業者を排除したい。ただ、それをやるには今はまだ供給不足だねというのが多分、水上さんの御意見だったと思うのですが、他方で我々は、それこそ民間の事業者である株式会社とか、保護者からすると、うちは認可がいいねとか社福がいいねとみんなそう思い込んでいるときに、実はこういう分野の事業者がいるのですという、そちらの後押しをしたいということであれば、逆に公開してあげたほうが、営利だからだめというのも変な話ですが、営利だけれどもちゃんとやっているのですよとか、どこからか外から来た新しい事業者なのだけれども、その人でもちゃんとやっているのですという、それを後押しすれば、ある意味、先ほどのマッチングの話になりますが、そういうところだったら送ってもいいかとなりますので、第三者評価というのは別に必ずしもペナルティーをかけるためではなくて、こちらとしてはむしろ支援をしてあげる。どうしても、みんな認可保育園、通常の公立のと流れてしまいますので、そこを少しマインドリセットさせる手段としては使えるのかという気がします。

○市川次長　済みません。機械を使ったコメントの送信という最初の取り組みをしておりますので、ちょっと結果の取りまとめにまだ時間がかかっております。3、4分あるようでございますので、引き続き、御議論をお願いいたします。

○水上評価者　今の点、佐藤先生とある意味では対立しているように見えたかもしれませんが、私は大変おもしろい議論だと思っていて、ある意味では義務づけをしないことを前提にすると、純粋に支援として、つまり、自信があるところは評価を受けたいいいのではないかという議論。それが一つあるのだと思うのです。

一方で、それだと受審率はなかなか進まないかもしれないですね。つまり現時点では供給は少ないから、よっぽど受けたことを宣伝したいというところでないと受けないということになる。だから受審率を高めようとする、ある程度そこに強制を入れなければいけないのだけれども、強制を入れるということになると、必ずいい評価を受けられる自信があるところ以外のところも受審することになるからという問題が発生してくるのだと思うのです。

そこはどのぐらい受審率を義務的に上げていくかというところ、つまり、我々がこの第三者評価を何に使うのか、自信があるところの宣伝方法に使ってくださいという使い方をするのか、それよりもっと全体として評価というものがなされています、底上げに使いますという議論で考えるのか、どちらでいきますかという方針によるのかという気はするの

ですが、ちなみに厚労省はどちらだと思っているのですか。

○厚生労働省 選択に資するようにというのが一つです。

もう一つは、外からの目で診断をしてもらうことによって、そのサービスの質を上げていく施設側の気づきを与えてあげる、質を向上させていく。そのツールとしても有効だと思っていますので、両面から推進したいと思います。

○石田評価者 まさしく今、第三者評価機関という形からの切り口ではあるのですが、今回、20万、20万で、40万ふやそう、箱をふやそうという議論の中に、つくったはいけれども、ちゃんと入所しているのか、ちゃんとニーズに合ったところにつくって入所してもらっているのかというのが、恐らく、まず第一のコンシェルジュの議論であり、また、それがつくった後にどういう運用をされているのか、それがいいところを宣伝するというのではなくて、学校評価もそうですけれども、結局、どういうことに気をつけて運営をしなくてはならないのかということを毎度、毎度、気がつきながら、自分で内省しながらそれを進めていかなければならないという運用のチェックの問題。そういったいろいろな側面から多面的に、ただ箱をつくるということではなくて、そして、この中からあしたの日本国民を育てていくという、子育てをどうやってやるのかという非常に大きな取り組みの中での話なので、恐らく、車の両輪というか、四つ輪というか、そういう御議論だと思うのですが、第三者評価機関のことも含めまして、そのような理解でよろしかったでしょうか。

○市川次長 では、最後になります。

○佐藤評価者 行政事業レビューのしょっぱなにしては、全体的に随分と優しい言葉で我々言っているなという気がしているのですが、やはり難しいテーマだと思うのですが、やはり難しくやろうとしていることと、やりたいことと、本当にやっていることが合っているのかというのがずっと違和感があって、やりたいのはまさに待機児童の解消だし、それをやるためには、先ほどコンシェルジュの話が出てきましたけれども、マッチングの問題もあるし、情報提供の問題もあるし、もちろん、それを続けていくためには財源の問題もあります。それはわかるのですが、ただ、やっていることはどちらかというと、まさに量的な拡大であって、とにかく、とりあえず量だというのはやっているのですが、ただ、この時代においてそれをやり続けて、果たして本当にニーズに合うのかというのは、やはり不安になります。

もちろん、だからといってどこから手をつけるのかというのはわからないと言えそうかもしれませんが、ちゃんと検証していかないと、つくった箱を誰も利用していませんではしゃれにもならないので、そこは絶えず検証していくというメカニズムをつくってお

かないと、いろいろな利用されない保育所と全く待機児童が解消しない地域とが偏在することになってしまうと思うのです。その辺の体制はちゃんと考えていらっしゃるのですか。

○厚生労働省　利用がされているかどうかはちゃんと把握できますし、待機児童がいるところで基本的に空き定員があるというところはありませんので、そういう意味では利用はされていると思います。

確かに中長期的に考えて、供給過多になるのではないかという心配が、特に自治体においてされている向きがあるので、そこについては待機児童は3歳未満に多い、特に1、2歳児に多いので、したがって、フルセットの認可保育所ではない選択肢、3歳未満に特に特化したような小規模保育のようなものをちゃんとふやせるようにしていく。それが今、我々が力を入れているところでございます。

○市川次長　それでは、時間も大幅に超過してしまいました。不手際で申しわけございません。結果を永久先生から御発表いただきたいと思います。

○永久評価者　これは数字だけの発表になりますので、御了解ください。

論点1「ハード整備に偏らず、個別の子育てニーズを把握し、最適な保育サービスを紹介等するソフト事業をより促進すべきではないか」というところです。

①の「ハード整備を推進していく際に、保育サービス等の有効な利活用につなげるため利用者支援などのソフト事業もあわせて促進すべき」が、4です。

②の「まずは保育所の整備と保育所の確保に重点化すべき」が、1です。

③の「横浜が独自にできたのだから、地方に任せれば良い」は、ゼロでございます。

4、1、ゼロという数字でございます。

次、論点2「運営主体の多様化と質の確保を両立するため、第三者評価の活用が重要ではないか」ということです。

①の「保育サービス全体の底上げを図る観点から第三者評価の活用は重要」が、4です。

その内訳を申し上げますと、㊦が「都道府県等別に外部評価の実施状況を公表する」が3。

㊧の「研修などを通じて、評価機関の質の向上を図る」が4。

㊨の「その他」が2でございます。

そのほかの選択肢で「地方に任せればよい」というのが㊩でございますけれども、これが1票入っております。

まとめますと、①が4、②が1で、①の内訳、㊦、㊧、㊨が3、4、2という数字でございます。

次、論点3「子育て支援の更なる拡充が必要となる場合は、女性の就業継続により企業も裨益することにも着目して財源を検討していくべきではないか」に関しましては、①の

「新たな財源の確保について検討する場合には、企業負担のあり方も合わせて検討すべき」が4。

②の「子育て支援は公費中心で行うべきで新たな企業負担は必要ない」というのがゼロ。

③「その他」が1。

4、ゼロ、1という数字でございます。

内容につきましては、また後で御紹介したいと思います。

以上です。

○市川次長 どうもありがとうございました。

それでは、次のサブテーマに移りたいと存じますので、ここで入れかえたいと思います。

(説明者交代)

○市川次長 「放課後子ども総合プラン」に移りたいと思います。

では、早速ですが、事務局から、説明を3分以内でお願いします。

○事務局 時間も押しておりますので、簡潔に御説明申し上げます。

「小1の壁」の打破は待機児童の解消と並ぶ車の両輪の施策として大変重要かと思っております。これに対応するため、政府では「放課後子ども総合プラン」を策定いたしまして、これは来年度から開始されることになってございます。

大きな柱は2つ、1つは平成31年度までに今後、増加が見込まれる約30万人分の放課後クラブを整備する。

もう一つ、実際の運営に当たって、放課後教室と児童クラブ、これを一体的に運営する。こういうものを1万カ所以上で実施するというのが目標になってございます。

他方でこういった取り組みにつきましては、厚生労働省、文科省、縦割りの弊害が指摘されてございまして、これまで一体型が大事だとされてまいりましたけれども、これまで600カ所しか整備されておらず、これを1万カ所にふやすということで、本当にその実効性が確保されるのかという問題がございます。

実は、この総合プランの前に「放課後子どもプラン」、これは今年度で終了するものでございますけれども、策定されておりましたが、国の目標がまず明確に定められていなかった、また、市町村の事業計画の策定は努力義務となっておりました。

その結果として600カ所にとどまっているということであろうと思いますし、PDCAの取り組みが不十分であったのではなかろうかと考えてございます。

新しいプランでは国が目標を定め、さらに市町村が計画を策定する際に目標事業量なども明記する形になってございます。

こういった形で、一定のPDCAが回るものと思われそうですが、これで十分かといいますと、疑問点は何点かございます。

一つは、究極の目的が待機児童の解消ということであれば、都道府県、政令市別にどれ

だけ待機児童が解消されたということをきちんと明示していただく必要があると思いますし、また、都道府県の計画がきちんと実行されているかどうか。こういうこともきちんと検証できるよう公表して、市民がチェックできる仕組みをつくることが大事かと思っております。

論点の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○市川次長 それでは、厚生労働省、文科省、それぞれ3分、2分で、論点についての御所見をお願いしたいと思います。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

プランについての説明資料の1枚目「『放課後子ども総合プラン』の全体像」というものがございます。

まず「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」、それぞれ厚生労働省、文科省の所管でございますが、連携を推進する「放課後子どもプラン」の推進につきましては、平成19年から実施してきております。

しかし、放課後児童クラブと教室との連携が不十分である、あるいは学校施設の活用が不十分であるなどの課題を抱えておりました。

こういったことを前提にしまして「放課後子ども総合プラン」というものを7月末に策定、公表してございます。

「趣旨・目的」のところでございますけれども、前回のプランの反省をしまして、計画的な整備を進めるということを目的にしております。

また「国全体の目標」といたしまして、先ほど御紹介にありましたように、それぞれ、放課後児童クラブについては約30万人の新たな整備、教室につきましては、全小中学校区で一体的に今から連携して実施するうち、1万カ所以上は一体型で実施する目標を立てております。

具体的な推進策としては、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に国として方針を記載いたしまして、市町村及び都道府県で具体的に平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量、あるいは、それに関する具体的な方策について定めていただき、計画的に整備を進めていくというものでございます。これを国としても支援していくという形に考えております。

ここで言います一体型というものにつきましては、右欄の真ん中にございますけれども、同一の小中学校内で両事業を実施するということで、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が教室の活動プログラムに参加できるような、安全・安心な場所を活用して、それぞれの機能を十分に果たしていくということを目標にしたものでございます。

具体的な推進策につきましては、上のほうにございます「学校施設を徹底活用した実施

促進」ということで、一つは自治体において、現場におきまして、特に校長さんの判断、なかなか管理面の関係で難しいところがございます。そういったところが一つの壁になっているということで、具体的なそれぞれの責任部局が協定を結ぶという工夫をして実際にやっていらっしゃるところがありました。こういったものを参考にしながら一つの乗り越え策を進めていただきたいということ。

それから、現在、余裕教室になっている部分について改めて検討していただいて、見直しをかけながら進めていただく。

さらに、新しい取り組みとして、小学校というのは1日学校教育に使っているわけではないので、時間帯によって比較的に利用できる時間がございますので、そういったものを活用しながら進めていく。

一番下のところでございますように、こういった体制につきましては、特に「総合教育会議」というものが新しく設けられてございますので、そういったものを活用しながら進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○文部科学省 文部科学省社会教育課長の谷合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今の厚生労働省の説明と少し重複する部分もありますが、私からは一体型の推進についてお話をさせていただきます。

ことし5月でございますが、安倍総理が横浜市の小学校、一体型の小学校を視察いたしまして、その上で「放課後子どもプラン」をさらに拡充するという発言もあったことを踏まえまして、文部科学省、厚生労働省ともに、この一体型を強力に推進していきたいと考えております。

資料の2ページでございます。

今、説明がありました一体型につきましては、平成19年度から実施している「放課後子どもプラン」において推進しておりますが、この一体化がなかなか進んでいないといったところにつきましては「主な課題」のところにあります2つがあると考えております。

1つは「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携が不十分であったということ。これは平成20年の調査でございますが、各都道府県、政令市、中核市にアンケートをとったところ「放課後子どもプラン」の推進のためには、学校教育と福祉の担当者の連携強化が必要だという回答が71%に上っております。

したがって、一体化のためには、学校と福祉の有形無形の壁を取り除くことが必要だと考えています。

もう一つの課題が、学校施設の活用でございます。こちらについても同じ調査で、余裕教室等の実施場所の確保が必要だという回答が8割に上っています。

したがって、新プランにおきましては、特にこの2つの課題を解決せねばならないと考

えております。

具体的には、2 ページの下半分でございます。5 つの具体的な方策を掲げております。

1 の目標につきましては、先ほど説明があったとおりでございます。

2 と 3 につきましては、自治体レベルでの連携、各学校レベルでの連携ということでございます。自治体レベルにおきましては、来年 4 月から発足する「総合教育会議」、これは全ての自治体に設置されますので、福祉を担当する首長、そして教育を担当する教育委員会との協議の場が制度化されます。

3 は各学校レベルでも「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」、そして学校それぞれの協議の場をつくっていききたい。こうしたことで教育と福祉の壁というものを取り除いていきたいと考えております。

4 「学校の余裕教室等の徹底活用」、これは先ほど厚生労働省からございましたとおりでございますが、場所の問題というのが非常に大きいものですから、特に新たに設置する放課後児童クラブの 8 割は、小学校の余裕教室等を活用して実施していくという目標も立てながら推進してまいりたいと考えます。

最後に 5 つ目「魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実」。中身の充実というのは、当然の前提でございます。いいものを提供していかねばならないので、特に地域のいろいろな知識、技能を持った方の力もかりながら、子供たちの教育、学習・体験プログラムを充実していきたいと考えております。

こうした取り組みによりまして、一体化を強力に推進していきたいと考えてございます。以上です。

○市川次長 ありがとうございます。

大変時間が押しておりますので、論点をさらに絞る観点から、私からまず 2 点、担当者に御質問させていただきたいと思います。

先ほど、数値目標の設定というお話がございました。我々は PDCA ということをよく強調するわけですが、そうなりますと、数値目標に対する達成度合い、これを明らかにして達成を検証するというのが通常のやり方でございます。これは行政事業レビューなどのやり方と同じでございますが、この市町村ごとの数値目標の達成状況、こういうものは公表されることになるのでしょうか。それが第 1 点でございます。

それから、先ほど福祉と教育の壁を取り除くことが重要である。そのために、新たな協議会を学校区ごとにつくっていききたいというお話がございましたが、どうやってつくってもらうのでしょうか。そのつくってもらうための施策手段というのはどうなっているのか。

その 2 点について、お聞かせ願いたいと思います。

○厚生労働省 この進捗状況につきましては、調査をし、その進捗度合いをはかりながら進めていかなければならないとは思っております。

○文部科学省 2つ目の学校レベルでの連携協議会でございますが、特に一体型を実施するといった場合につきましては、その連携協議の場を各学校レベルでつくる必要があると考えていて、今回、27年度概算要求におきましても、その所要の経費を盛り込むという形で支援をすることを考えてございます。

○市川次長 それでは、先生方、御意見をお願いいたします。

○永久評価者 このぐらいの子供を持っていない人間にとってはよくわからない話でもあるのですけれども、テーマ2の行革の資料の1ページで、放課後教室と児童クラブの違いみたいなものを書いてありますが、対象が違ったりとか実施箇所が違ったりしているのはわかるのですけれども、中身がどれだけ違うのかに興味を持ちまして、具体的にやっている、担当していたある自治体の方にお伺いしたのです。

そうすると、クラブのほうは、例えば家に帰ったのと同じようにしなければいけないということで、畳の部屋が必要だったりとか、冷蔵庫が必要だったりとか、テレビが必要だったり、そう伺って、一方の教室のはそうでは全然なくてということで、自治体の現場レベルでは、本当に一体化はしたいのだけれども、全然それが障害になってできない。だから、実際はその要件みたいなもの、クラブの要件みたいなものが高過ぎてしまって、それが一体化するものに対して非常に障害になっていると伺ったのですが、それは正しいことなのかどうか、私は伺いたいと思うのです。

○厚生労働省 まず、放課後児童クラブにつきましては、留守家庭のお子様ということで、帰っても保護者の方がいらっしゃらない。特に保育所から上がった就学児童につきましては、やはり誰かに見ていただきたいという家庭のニーズ、それに関してどのような行動をしているのかという情報が欠落してしまうというニーズだとか、それぞれ御家庭に帰ったのであれば、誰かが行動も含めて見てくれる環境がない子供さんたち。そういった子供さんたちに、しっかりとした生活が築けるように支援をしていく。基本的には自立して自主的に生活ができるようになっていただくことが必要ですが、御家庭に帰っても時間的に非常に制約を受ける状況下も踏まえて、そういったところに子供さんの支援をしていくことと、御家庭への情報提供などということを基本的に行っているのが放課後児童クラブということになります。

○永久評価者 説明は私が言ったことが正しいかどうかぐらいでいいのですけれども、正しいということですね。

そしたら、基本的には教室とクラブは全然目的が違っていることですね。そうすると、一体型というのはどういうことなのか、全然ぴんと来ないのです。

○厚生労働省 それにつきましては、子供にとって安全・安心な場所というのが地域にとっては学校という施設が一番地域の中心でもあり、いい場所であります。いろいろな設備も整っていますし、そこで子供がともに過ごす環境をつくっていったら、そこで児童クラブは当然、今、言いましたようなニーズがありますので、それに対応しますけれども、さらにそれは次世代を担う子供たちにとって、よりよいものを提供しようというのがいわゆる教室の事業でございまして、そういったところは分け隔てなくちゃんと利用ができるような環境をつくっていかうということでございます。

○文部科学省 一体型といったときに、必ずしも一つの場所で全部やれということではないわけです。

というのは、きのうも実は視察があったのです。豊島区の場合は、3カ所の場所があったのですが、1と2はいわゆる学童保育、放課後児童クラブの部屋です。そこは家庭の代替的な機能として過ごす。もう一つ別場所で「放課後子ども教室」が存在し、そこに学童の子もそうでない子も一緒に一体的に活動する。それを一体化と我々は考えております。

○永久評価者 現実には、現場で、そんなの分け隔てできないから適当になってしまっているという話も聞きました。

○文部科学省 そういうところもありますし、やはり教育と福祉は別である。ですから、それはそれぞれがやるのだということもあるのも事実でございます。

○市川次長 このセッションにも参考人として、鯉渕局長に御参加いただいております。

横浜の現場の御事情をお話したいのですが、今ありました御指摘、一体型といっても、かたや畳の部屋を別途、設けなければいけないといったら、それが負担になっているのではないのか、ハードルになっているのではないのかという指摘もあったわけですが、そういうところも含めて一体型運営の促進について、現状と課題と考えていることについて御説明願えればと思います。

○鯉渕参考人 私どもは一体型の事業「放課後キッズクラブ」と言っておりますが、平成16年度から始めまして10年余りたっておりますが、全341校のうち、92校で実現しております。年間9ぐらいずつ、つくってきたということです。

今後5年間で、このキッズクラブを全校展開しようとしておりまして、年間50ぐらいずつキッズ化を図ろうと思っております。

ここのところ、このキッズクラブは実はもっと前に全校展開するはずでしたが、なかなか

か進んでおりませんでした。それは余裕教室がないということの問題です。キッズクラブは当初2教室をできれば使いたい。1つはおやつを食べたりとか、場合によっては具合の悪いお子さんが出るということもあり得ますので、静養できるような部屋。

もう一部屋は通常の子供たちが全体で遊べるような、さらに、グラウンド、体育館なども使って遊んでおりますので、学校は非常に安全で、このグラウンドや体育館があるというのは相当大きなメリットと感じております。

そうした中で、平成24年度からなかなか進まない状態にあったわけですが、私どもは副市長をトップといたしまして、教育委員会の局長、私も参加しまして、プロジェクトチームでディスカッションをして、とにかくやるのだということを方針として出しました。総合会議を前倒しでやったものとお受け取りいただいて結構ではないかと思いますが、そういうことで市としての方針がはっきりしたことで、教育委員会事務局の対応が全く変わりました。ことしは20校キッズ化ができることになりましたし、来年度の50校についてもめどが立ちました。これは我々として、本当に画期的なことだと思っております。

課題といたしましては、放課後の実施主体と学校長の責任の範囲を段々と明確化しているのですが、さらに明確化することが求められているということと、私どものところはとにかく人口がそれなりの規模でありますし、マンション建設や何かで児童数もふえている。だから一番欲しいところに専用の空間をつくることは困難ということを抱えております。

そこで、校庭を狭めない範囲で放課後児童のための専用施設をつくるということもやって、場所を確保しながら、学校のグラウンド、体育館、それから、図工室などは臨時的に兼用ルームで使わせていただくということをして、活動の幅を広げたいと考えてやっております。

○石田評価者 横浜の実例の御報告、ありがとうございます。

昨日、私も豊島区のほうを拝見させていただきましたが、かなり前になりますけれども、自分自身が学童を利用していた面も含めまして、いま一度御質問したいのですが、先ほど、学校でそのまま一体型で見ることについてのメリットというか、推進する理由は何なのかというときに、安全・安心というお話があったのですけれども、これはいかがなものなのか。

結局、学校の近くに学童クラブはありましたけれども、そちらが安全ではなかった、安心ではなかったとは一つも思っておりません。子供たちは登下校をするわけで、おうちに帰るまでの道のり、その中に児童クラブというものがあって、そこに通っております。学校であるから安全である、安心であるというのは、少しそこに論理の飛躍があるのではないかと。むしろ児童クラブとして、そういった安全・安心な場所の確保ということは一体型でなくても推進していただかなければならないことではないかというベースがございます。

いろいろお話を聞いておりますと、要は、一体型の推進というのは、空き教室といった箱が比較的新規に立てるよりも安価で利用しやすいというお金の面。

本当は率直に言えば、鯉渕局長のおっしゃるような学校施設というものが非常に恵まれているので、これを児童クラブに行ってしまうと学校に戻りにくいというのがありますので、そういったものもぜひ活用して、特に都市などだと公園とか少ないような児童クラブよりも、学校が利用できたほうがいいのではないかと、子供目線でいろいろな施設があるすばらしい学校の活用ができないかどうか。どうしても箱の話を中心に議論をされているのではないかと、懸念しております。

質問というのは、結局、教室の放課後を過ごす子供と親の都合でおうちに帰れないからクラブを使いたいという学童クラブという、そちらの子を分けて放課後を過ごさせるということをやしとするのか、別に分けてはいけないという意味ではないのですけれども、そこを一緒に自由に使えて、子供たちの人間形成だとか、教育と養育の連携だとか、子供たちをどうやって学校と地域、親という3カ所で、これをみんなで育てていくのかという発想からの一体型の推進という理由はないのでしょうか。一体型の推進に関して、子供目線での理由などもあるのでしたらば、教えてください。

○文部科学省 まず、そもそもなぜ一体型をするかということについては、今、石田委員がおっしゃった一番最後が私たちの認識と同じです。

学童保育の子とそうでない子を分けるのではなくて一緒に交流し、そこに地域の人も入ってもらって、地域とのつながりもつくっていく。そういうことを狙ってのことであって、箱の話は何かと言えば、それは箱がネックになってなかなか進んでいないということで、我々はそこをうまく使えるようにしなければいけないということで説明をしていたので、別に箱ありきということではなくて、まず目的が全ての子を交流して、活動させたいというのが先にあってのお話でございます。

○石田評価者 箱の話なのですけれども、結局、学校の空き教室を利用しようとすると、放課後の教室という一般の子供が使うところと、補助金をもらって有料でなどということで、保育サービスの延長として使うものに関して、補助金が出るかどうかということもあるせいかと思いますが、先ほどの量は極端な例としても、場所を明確に分かれて一般の子供たちは入れないようにしなければならないのではないかと、では、そのところについて誰が責任を持って行うのかとか、学校の側からすれば、学校の延長線と親は見ますので、子供も見ますので、その中でこの時間からこの場所については別の人が責任主体で我々は関係ありませんというのは、実際は非常にやりにくいと思います。

今おっしゃられたような子供の養育という目線からの一体型なのだというのであるならば、学校側とそういった福祉側というものの融合というか、双方が協力し合っているという仕組みが必要なのだと思うのですけれども、そのあたり、厚労省さんと文科省さんとの縦割

りという中で、そのところでのこういった法整備も含めて、両方のところが相互乗り合いで子供の福祉のために一体型を推進できると進めていかれるのか、その点についても教えてください。

○文部科学省 教育と福祉の連携については、今、石田委員がおっしゃったとおり重要なことでありまして、先ほど少し御説明しましたが、まず行政レベル、これは自治体のレベルで教育と福祉それぞれの担当がしっかり話し合わなければいけない、協議して進めなければいけないと思っていますし、学校のレベルでも「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」、さらに言えば、学校そのものの関係者、こういったものがしっかりと協議を重ねて、子供たちにどういうプログラムを提供していくのか、どうやっていくのか等々について協議をしなければいけない。そういうことを我々は考えているところでございます。

○水上評価者 今のところ、大事なのですけれども、疑問というか、疑念があるのは、厚生労働省が言っている一体型というのと、文部科学省さんが言っている一体型というのが同じなのかどうかというところが気になるのです。

つまり、学校の空き教室に一種、保育所的なものをつくるという話なのか、それとも、学校のカバーする領域を放課後まで広げるという話なのか、どちらなのか。

○厚生労働省 厚生労働省としては、一つは確かに場所の確保という観点で、できるだけいい環境を子供たちに提供したい。特に活動場所として、地域がだめだということではないのです。地域ともしっかりと連携してもらえれば。

○水上評価者 済みません。私の質問にもうちょっと端的に答えてほしいのですけれども、どちらなのか。

つまり、教室を使って学童クラブと「放課後子ども教室」をやるときに、それはもう今後は児童福祉施設に認定します、一種、保育所と一緒にすという感じで厚生労働省がすごくイニシアチブを握っていくという話なのか、それとも、むしろ学校なのだから文科省がイニシアチブを握って放課後についても子供の面倒はちゃんと学校で見ますという話なのか、どちらですか。

○厚生労働省 前者になります。一つは、基本的には子供の児童福祉施設の位置づけは目的を持っているので、それはそれでやっていきます。

○水上評価者 前者なのですね。文科省さんは前者なのですか。

○文部科学省 要するに、一体型施設というのは2つの性格を持っていると思ってもらっ

たほうがいいと思います。

○水上評価者 では、文科省さんは少なくとも放課後児童クラブのほうについては、児童福祉施設に認定してもらっていいですということで、そこまではいいのですね。

そこまではよくて、その上で、それとは別に、例えば昨日見に行ったところだと50人ぐらいがクラブに登録していて、250人ぐらいはクラブには登録していなかったけれども、放課後教室には参加していたと、二重でそこは存在しているから、両方ともがパラレルに動くという意味の一体というものをイメージしているということですか。

○厚生労働省 子供にとっていいものは両方が使えるようにしていく。そういう環境をつくっていくことが必要だろうとは考えております。

○文部科学省 そこは一体型という1カ所ですけれども、そこは2つの性格があって、だから、福祉の世界、いわゆる学童保育の子供もそちらへ入っているし、学童保育という福祉ではない一般のそれ以外の子も入っているわけですから、1つの場所ですけれども、2つの性格を有するものが、学校という場所に存在しているということでございます。

○水上評価者 鯉渕さんにもう一点聞きたいのですけれども、逆に自治体にしてみると、2つの性格とかと言われるよりも、子供は子供なのだから自治体がちゃんとコーディネートするので、補助政策だけは準備しておいてください。あとは、イニシアチブは自治体が握りますというほうが、いっそやりやすいのではないかという意見があり得るかと思うのですけれども、そこはどうなのですか。

○鯉渕参考人 私どもは2つの制度の活用をさせていただいて、放課後から5時までの時間は全てのお子さん方が一体的にグラウンドだとか体育館なども使いながら過ごしております。

その一方で、留守家庭児童のお子さん方は、遅い時間帯まで保護する必要がございますので、5時以降もおやつを出したり、個々別々の対応をしながら7時ぐらいまでお預かりして、親御さんのお迎えをお待ちするというので、私どもは人員は分けておりますが、一つの団体でこの「放課後子ども教室」、児童クラブと両方をやっていただいております。

中には元放課後児童クラブをやっていた団体がそのまま衣がえしたものもありますし、逆に「放課後子ども教室」をやってきた地域の、今の段階では2団体だったものがNPO法人化してこのキッズクラブをやるというような選択をした団体もございます。量的には、地域の団体がやったもののほうが圧倒的に多いです。

○市川次長 大分時間も押しております。コメントシートの記入のほうをお願いいたします。

す。

それから、できれば位置づけ論も大分議論が進んだかと思いますが、今度は政策論として一体型の運営を進捗させるためにどういう政策手段が必要なのかということについても御議論いただければと存じます。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤評価者 今のどうやって進めていくかということにかかわると思うのですが、横浜市さんの場合は、恐らく一つの事業者が、指定管理者の方かあるいは民間の方が多分、両方をやっていると思うのですけれども、これが基本的に一体型のスタイルだと思っているのですか。

つまり事業者は基本的には同じである。同じところがやる。それでいいのですか。

○厚生労働省 それにつきましては、別々であっても、しっかりと協議ができる場、どう進めるかというところをしっかりとつくっていただいて、そこで両者がそれぞれ連携をしながら、情報を共有しながら進めていただくということも含めて考えております。

○佐藤評価者 一つの事業者が両方またがってやっているケースと、実はばらばらのだけれども中で仲よくやっているケースと実際のところ、どちらが多いのでしょうか。

○厚生労働省 全体的には、ばらばらの形態になって、運営形態は違ってきているのが現状だと思います。

○佐藤評価者 とすれば、この一体型を進めていく答えはここに出てきて、別にこれが十分条件ではないけれども、少なくともやっている事業者は同じ人で、その人が状況に応じて放課後教室か児童クラブかというのを担うとやらないと、ある種一体性というのは担保できないですね。逆にそういう形で推進していくということはないのですか。

○文部科学省 私どもは、横浜市などは多分これは子ども家庭部局、福祉部局のほうで担当、政策、つまり行政としても一つになっていますね。事業者も一つです。もちろん、そういうやり方もいいのですけれども、そうでなくても、分かれていたとしてもそこはうまく連携しながらできるのではないかと、そうできている事例もいっぱいありますので、そこには余り我々はこだわってはいないというのが現状でございます。

○佐藤評価者 ただ、責任主体がよくわからないですね。何かあったときに、では、児童クラブでけがをした子供がいたら、これはこちらの責任で「放課後子ども教室」だとこちらの責任でという責任関係。でも、一緒に遊んでいるわけですから、どちらの子供が転ん

だけがしたかどうかというのは、問わないですね。

○文部科学省 今、佐藤委員がおっしゃったこと、それから、先ほど石田委員もおっしゃいました責任の明確化という部分、これは非常に重要でございます。

今回この余裕教室の活用の問題の一番のネックが、学校側が何かあったときに学校が責任をとらなければいけないのではないか。例えば子供がけがをした。そういうところの怖さというのが非常に大きかったということでもありますから、まず学校ではなくて、実施主体側が責任を持つのだということを明確化していく。

今、佐藤委員がおっしゃった、では、実施主体というのは2つあってどちらなのだということがありますので、そこはきちんとルールを定めていく。どこでどうなったらどこが責任をとるのだということをきっちりルール化していく。そういったことは必要なことであると思っておりますので、ぜひ、そういったところも、うまくいっている具体事例なども収集して、情報提供していきたいと考えます。

○永久評価者 横浜市さんの取り組みがとてもおもしろいと思ったので、確認なのですが、それは時間的にすみ分けていると思ったらよろしいのですか。縦割りではなくて、横割りにしている。

○鯉渕参考人 おっしゃるとおりです。

○永久評価者 それで、プログラムが切りかわるということですね。わかりました。了解です。

○市川次長 コメントシートの送信をお願いいたします。

このテーマについても、インターネット上で御意見をいただいております。1つ御紹介させていただきますと「教育のハード部分は金がかかるから企業負担させて、教員とか強化とかのソフト部分を国がやればいいのか。分業化したらどうか」という、また新たな御意見でございました。

○佐藤評価者 何がボトルネックなのか。一体化を阻害しているときのボトルネックとは何だろうと考えたときに、まず一つは責任論で、学校の中で保育をするとすると、何かあったときには、そうは言ったって、例えば学校のどこかに瑕疵があって、そのせいだということであれば幾ら何でも学校の責任が問われてしまいますから、その辺の責任論の話がボトルネックになっているのか、あるいは逆に当事者の意識といいますか、学校の先生としては、私たちは教育をやっているのであって保育をやっているわけではないし、それなのに何で保育施設に使わせなければいけないのだという議論もあるかもしれないし、もと

もと絶対数として教室が不足している自治体もあるわけですし、地域もあるわけですから、なかなかキャパもないよという議論なのか、あるいは先ほどから議論になっています基準が余りにも違い過ぎるということが、いざ、両方やろうと思ってもなかなか難しいし、連携しようと思ってもすり合わせがきかないしという、基本的に何がボトルネックだと思っていけばよろしいのでしょうか。

○文部科学省　今、佐藤委員がおっしゃった、全てどれもあるのですけれども、一番は責任論かもしれません。

つまり、学校に余裕教室があるかないかで言えば、もちろん地域によりますが、多くは多少はあるはずなのです。それを学校側がなかなか提供しないというのは、やはりそこに責任論の心配があるのではないかと推測します。ですから、そのルール化です。物が壊れた、事故があったときに、誰が責任をとるのか。こういったことについて、今までははっきりしない状態できていましたので、少し、その辺のガイドラインといいますか、取り扱いの基準となるようなものを我々のほうで考えていくことも検討したいと思います。

○永久評価者　これは根本的にアプローチが間違っているような気がするのです。供給者側の目線からしか我々は議論していなくてというか、これは消費者は子供ですね。子供からしてみたら、文科省の管轄であろうが、厚労省の管轄であろうが関係ない話であって、共稼ぎの両親を持っている子供もそうではない子供も、学校が終わった後に安全な場所で遊べるということがなかなか見つけられない状況の中で、どうやってその時間を一緒に過ごすか、楽しく過ごすとか、勉強したりとか、遊んだりとかするのでしょうけれども、そうした観点から考えてみたら、一本化も一体化も何もなく、どうやってそれをうまく楽しく環境設定をするのか。それを考えた中で、次にどこがどうするのかということ。私は一体化というよりも文科省が担当するか、厚労省が担当するかわかりませんが、一本化でもいいのです。そうした立場からもう一度プログラムというか、やり方をきっちりと考え直す必要があるのではないかと思います。これは供給者側の立場から言っていたら、全然話が進まないような気がしてしょうがないです。

これは感想です。

○市川次長　冒頭どうやって促進するかということで、2点挙げさせていただいたのですが、目標は1万件と高いわけですが、足元は600件しかない。これをどうやって、進捗管理されていくのかというのが、行政事業として見た場合に非常に大きな疑問なのでございますが、先ほど、例えば自治体ごとの公表のようなものについて余り前向きなお話もいただけなかったのですが、そういうことなしに進捗管理できるのかというのが、疑問の1点でございます。

もう一つは、先ほどの責任論もありますけれども、まさに責任論を解決していくために

は協議会のようなものの設置が必須なのでしょうが、それを支援していく政策の中で必置要件としていくという考え方はないのでしょうか。

その２点について、もう一度お考えを聞きたいのです。

○厚生労働省 先ほどこちょっとお答えをさせていただきましたけれども、進捗についてはきちんと管理、把握をして進めていかなければならないと考えております。

もう一点、協議会の話につきましては、まさにそういった場をつくっていかねばならないだろうと考えておりまして、そこら辺は文科省さん。

○文部科学省 学校レベルの協議会については、現状、我々は任意の協議会と考えておりましたが、きょうの御議論も踏まえて、基本的には設置をしていくという方向を考えたいと思います。

○石田評価者 今回、一体型のお話が中心の議論になってしまったのですが、私としては、一体型ありきではなくて学童保育というものに関して充実しているのかとか、これは多分、教育されている実際の地域によって違うと思うのですが、こちらは一体型にこだわることなく推進していただければと考えております。

と申しますのは、少子化になっておりますけれども、必ずしも空き教室ができていうよりも、むしろマンションが建ってしまって、マンモス化してしまってというところとか、あるいは私立に通っているの、私立ではなくてうちの近くに帰ってきて通われる方、また、子供にとって学校がベリーベストな一番よい過ごす場所なのか。これは多感な子供、むしろ、私は保育のときよりも３年生になったときに学童から離れるときが一番大変だったのですが、どちらかというと、いろいろなことがわかってきて人間関係が難しくなっていくって、いろいろな問題が起きてくる小学校年代の子供の養育をどうするのかというほうが、実は保育園年代よりも難しいと考えていたのです。

予算にしても、箱にしても、保育の話から学童の話になると、何となく急激にトーンダウンしているような印象を受けてなりません。これは子供がむしろもっと難しくなっていく時期、また子供が小学校に入ったので働きたいというお母様方が非常に多いという現状を見たときに、どうやったらその地域地域で子供たちに対して放課後の時間を提供できるのか、一体型に限らず、これについては御検討をいただければありがたいと思います。これは質問ではなくて意見です。

○水上評価者 私は、このテーマについての基本的な考え方は、いかに厚労省と文科省が両方とも縄張り争いをしないで邪魔をしないようにするかというのが、一番大事なのではないかと思っています。

具体的に言うと、自治体が基本的にある程度イニシアチブを握るべきだと思うのです。

というのは、これは縦割りではなくて、時間割りなのだと思うのです。何時まで見ますかという話で、同じ子供が最初のうちは放課後教室のほうにいて、その後、学童保育に行くということも当然考えられるでしょうから、そういう意味では、そもそも実運用としては一体化していかざるを得ないので、それを縦割りでやろうとすると、そもそも絶対うまくいかないのです。

そう考えたときに、では、自治体が実際の地域の実情に合わせてどう考えていくのかということをもまずしっかりと決めて、国の役割としては、自治体はどう取り組んでいるのかをとにかく公表するということは絶対にやらせる。あとは任せる。あとは自治体がかうやりたいと言ってきたときに、ちゃんと適切に阻害要因をなくしていくとするのが、結局、一番よいのではないかと思います。お金を出すのは別に国が出してもいいのですけれども、なるべく口は出さないで自治体に任せたほうがうまくいくのではないかと私は考えています。

○市川次長 御意見、ありがとうございました。

それでは、評決が取りまとまったようでございますので、御説明をいただきます。

○永久評価者 先ほどと同じように数字だけ御報告しますけれども、どのような論点だったのか、具体的答えの文章をきっちりと読みますので、よろしく願いいたします。

論点1「放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型の運営は、これまで進んでこなかったが、何が問題なのか。目標を達成するために、どのような対応が必要か」という論点でございました。

①「一体型の運営が進まなかったのは何が問題と考えられるか」ということに関しましては、4つの回答がございまして、複数回答可となっております。

具体的な問題点として、㉗が「国や市町村等の目標（計画）が明らかでなく、成果の検証や改善を図る仕組みが出来ていない」が4つ入りました。

①「教育部局と社会福祉部局の連携が不十分」、これが5でございます。

㉗の「小学校の余裕教室の開放が進んでいない」が1。

㉕の「その他」が2。

4、5、1、2という数字でございます。

次に②の「一体型の運営を進めるための手段は何か」。これも複数回答で、㉗、①、㉗、㉕、㉔、㉖まであります。

㉗が「都道府県、政令市等の一体型の目標事業量等の事業計画と毎年度の進捗状況を公表する」、これが2。

①の「都道府県、政令市等毎の放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）を公表する」、これが2。

㉗が「事業計画に対する進捗が悪い市町村等については、国は適切に指導、助言を行う」、

これが1。

㊦の「小学校区における協議会の設置を補助の要件とするなどして、現場レベルでの連携強化を図る」、これが1。

㊧の「事業の実施上の問題点に係る調査を実施し、その改善に努める」、これが1。

㊨が「その他」になっていまして、1でございます。

㊩、㊪、㊫、㊬、㊭、㊮で数字を言いますと、2、2、1、1、1、1でございます。

㊯の「一体型運営は進んでこなかったが、それぞれの実施箇所数は着実に増えており特に問題はない」は、ゼロ。

㊰の「その他」はゼロでございました。

以上が数字でございます。

○市川次長 どうもありがとうございました。

これもコメントの文章は次のセッションの後ということで、次のテーマに移りたいと思います。どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○市川次長 次のテーマに入りたいと存じます。農林水産省「輝く女性農業経営者育成事業」、文部科学省「トップレベルの舞台芸術創造事業」でございます。

まず、事務局から2分でフリップを説明してください。

○事務局 簡潔に御説明申し上げます。

農水省「輝く女性農業経営者育成事業」でございます。

平成27年度要求額が1億4200万円、この中で資料の中ほどにございます「次世代リーダー支援」につきまして、御説明申し上げたいと思います。

これは4,300万円の予算要求となっております、これは「女性農業次世代リーダー育成塾」を開催するための経費でございます。

7～3月までの間で、全8回、トータル2週間程度のセミナーを開くということでございます。定員が20名で座学講座、販売実践、展示商談会への参加など、こういったものを行うものでございます。

受講費用は、交通費・宿泊費を含めまして、全額国庫負担になっているわけでございます。

この事業につきましては、実際に参加された方にお越しいただいておりますので、またそのお話を伺いたいと思っておりますが、私どもの問題意識といたしましては、まず6次産業化の推進というのは農業全体の課題である中、なぜ、女性経営者だけを国が支援するのかという点。

それから、どのような経営者を育成したいのかという「次世代リーダー」の定義、ビジョンについて、また、どのように育成していくかというビジョンが明確かどうかという点

にも若干の疑義があろうかと思っております。

また、全額国庫負担となっている費用負担のあり方についても、御議論いただきたいと思っております。

今回取り上げましたもう一つの事業でございます。「舞台芸術創造力向上・発信プランのうちトップレベルの舞台芸術創造事業」という事業でございます。

これはもともとあった事業でございまして、平成27年度の要求額は43億円となっておりますが、今回取り上げますのは、このうち「子育て支援に関連する事業」ということで、新たに平成27年度要求で立てております2,200万円の部分でございます。

これは舞台芸術団体が託児のためにベビーシッター等を雇い上げる場合等に経費を支援するものでございまして、定額で支援を行うものでございます。職と育児の両立は全ての女性の課題である中、舞台芸術のアーティスト等にだけ国が託児費を支援するということが適当かどうかという観点から御議論をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○市川次長 それでは、農林水産省、文部科学省、2分ずつで論点にお答えください。

○農林水産省 農林水産省就農・女性課長でございます。

本事業の概要は事務局より説明のあったとおりでありまして、本事業を通じて、農業の成長産業化を図ることを目的としております。

事業の考え方について、参考資料の1枚目をごらんください。

我が国において、農業の半数は女性でございます。上の表、基幹的農業従事者、これは仕事として主に農業に従事している者でございますけれども、これだけ見ても、女性が42%、73万人という現状で、地域農業に重要な役割を担っているという現状でございます。

他方、下のグラフを見ていただきますと、認定農業者、これは地域の中心的な農業経営体でございますけれども、この経営体まで発展している女性の方々は全体で4%、9,925人、1万人弱という現状でございます。

2枚目の資料の左側を見ていただきますと、これは実は日本政策金融公庫の調査のデータでございますけれども、農業経営体に女性の役員あるいは管理職、こういった方がいるところが売り上げや収入が向上するといったデータがあるということでございます。

農業の成長産業化あるいは地域創生が我が国の重要な政策課題となっておりますけれども、そのためには消費者ニーズを的確に捉えて、意欲とチャレンジ精神を持って農業経営に取り組む人材の育成というものが不可欠だと思っております。

このため農業生産者、経営者であるとともに、生活者として消費者の側の目線も持ち合わせている女性が、既成概念にとらわれない新しい発想で農業経営に参画し、その能力を発揮していただくことが急務であると考えております。

そこで右側「施策の推進方向」でございましてけれども、この中で地域の方針の場への女

性の参画の促進、2つ目としまして、地域全体を牽引する女性リーダーとなる人材の育成、3つ目として、女性によるチャレンジ支援。こういったものが大きな柱となるわけですが、本事業は2つ目の女性の次世代リーダーの育成、これを目指すものでございます。

右下でございますけれども、女性農業経営者の姿がまだ世の中になかなか認知されていない、こういった現状もございますので、平成26年度、これは補助事業とは別にでございますけれども、「農業女子プロジェクト」と申しまして、女性農業者の知恵と民間の企業の力を結びつける取組もあわせて推進している現状でございます。

本体の資料の2枚目、これは今の事業の概要を示したものでございまして、大きく3つの柱で成り立っているところでございます。

上段にあります「次世代リーダーの活躍」、この次世代リーダーというのは、農業経営を行い、地域の農業を牽引する者、地域の農業の方針に参画する者という位置づけを我々は持っておりますけれども、このリーダー育成塾に参加している全国20名の女性の方々は高い意欲を持ってこれからの農業を担うリーダーとなるために経営力アップにつながる研修を行っていただいております。

本年度に学んだ後、地域に戻って周囲の女性のみならず、若手の男性などにもネットワークを張りまして、その中で技能指導や支援、こういったものを行ってもらえるようお願いしておるところであり、事業の広がりという面では大きな期待がされているところでございます。

こうした農業に情熱をかける女性の皆さん方を国としてもしっかりと応援していく。また、その姿勢が研修に参加されている皆様方にとって大きな励みになると伺っているところでございます。農業界における女性の活躍を推進していくことが、今後の農業の成長産業化につながっていくことを確信いたしまして、この事業に取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○市川次長 文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省 文化庁芸術文化課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、お手元の説明資料の1と2でございます。

こちらの「トップレベルの舞台芸術創造事業」でございますが、これは我が国の芸術水準を牽引する芸術性の高い優れた公演活動を行っておりますトップレベルの芸術団体、具体的には、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能が対象でございます。

こういったトップレベルの芸術団体の芸術創造活動に対して、練習にかかる経費ですとか、舞台製作費等を支援する事業を行っておりまして、来年度は34億円の計上をしておりますけれども、この中に今回、女性の芸術家ですとか、女性の舞台スタッフの方の子育て

を支援する経費として新たに2,000万円余を要求しているところでございます。

その理由としましては、資料2にありますように、今回、日本再興戦略ですとか、いわゆる骨太の方針で女性の方の仕事と子育ての両立支援ということが明記されておりますので、これを踏まえて、文化庁におきましても、芸術団体に対してヒアリングを行いましたところ、舞台芸術におけます公演ですとか練習というのは、土日や祝日を問わず、基本的には午後から深夜に及ぶ。中には徹夜をするということも多々ある。

また多くの芸術団体におきましては、団員との間で雇用契約が結ばれているわけではなくて、就労時間というのがかなり不安定であるということから、公的な保育所等の入所基準におきましても、どうしても優先順位が劣後するということもございまして、そういった意味での公的支援の隘路になっていることが分かったことから、こういう状況を踏まえまして、文化庁において我が国の芸術水準を向上させる牽引力を有しておりますトップレベルの芸術団体で活躍されます子育て中の芸術家の方や、舞台スタッフの方が継続して創造活動に携われるよう、公演日や公演の練習日におきまして、託児等のためのベビーシッターにかかる経費の一部を支援するための予算の要求を行ったものでございます。

これによりまして、これまで出産や子育てを諦めて芸術活動を継続するか、または出産、子育てを選んで芸術活動を諦めるかの二者択一だった状況を打破しまして、子育てしながらでも芸術活動を続けるような環境を醸成して、我が国の芸術文化の水準向上を図っていきたいという考えのもとで、このような要求をさせていただきました。

以上でございます。

○市川次長　ありがとうございました。

ここで、農水省の事業に関する参考人として、女性農業次世代リーダー育成塾の第1期塾生である福島県須賀川市の株式会社阿部農縁代表取締役、寺山佐智子様にお越しいただきました。

寺山様は平成19年まで看護師、ケアマネジャーであられて、その後、農業に転職、桃や梨の栽培のほか、みそ、漬物、ジャムなどの無添加加工品の販売にも力を入れておられると伺っております。

寺山様からは、育成塾の志望動機やその受講により、その後、どのような効果が出ているのかということについて、恐縮でございますが、5分以内で御説明いただければ幸いです。

○寺山参考人　ありがとうございます。

福島県から参りました株式会社阿部農縁の寺山佐智子です。

私は先ほどの御説明のとおり、看護師から7年前に農業に入りました。これはなぜとよく言われるのですが、私は介護の仕事もしていましたので、私のお客様になるという方は結局、介護が始まった方なのです。そして介護が始まった方のところに行くと、結

構、農業者が多くて、目の前に広がる荒地みたいなものがあつたりする。すると、この方の農業は終わったのだというのはお互いに思うのです。自分はもともと跡取り娘だったので、「阿部農縁」であります「寺山」なのですが、寺山と結婚をしまして、一度農業というか、実家を離れて暮らしていました。子育てをきっかけに実家に戻ってきて、バリバリ看護師とケアマネジャーをやっていくぞと思っていたときに、ケアマネの仕事から、介護ということが農家の終えんであると自分で感じたときに、やはり農業をやりたいとふつふつと思いました。

その中で今から7年前なのですけれども、ケアマネジャーから看護師に戻らないかというお話をちょうどいただきまして、これはチャンスと。自分は担当を30人ぐらい持っていたので、その方たちに御迷惑をかけずにすっぱりとやめられる。余り何も考えていなかったのかと思うのですが、そういう形で農業に入っていました。

農業に入ってみて思ったのですけれども、私が選んだのは、実は農業経営者、会社の社長になることだったのだと気がついたときに、何かすごい世界に入ってしまったのだと思いました。労働者でもありますし、経営者でもあります。よく旦那さんとやっているのですかと聞かれるのですが、私の主人は会社員であって、看護師の妻をもらって結婚して生活をしていたので、農業をやるというのは、私の意向なのです。なので、そのまま会社員を続けております。

そのような中で農業をやっていくということになると、本当に農業用語もわからない、世界も広くて分からない。農業に倒れそうになったりとか、農業用語がわからなくてちんぷんかんぷんであつたりとか、そういう形で試行錯誤をして、今後はどうやっていったらいいのだろうという形で、6次化だ、加工だ、そういう質を上げる農業をやると自分で決めた途端に、私は福島ですので、震災の経験をしました。

水素爆発を見た瞬間に、よく言われるのですけれども、私は、これからの農業は自分で売っていく時代になったと思ったのです。やはり、風評被害がありますので、私たちが伝えていって、ちゃんと売っていく。それしか方法はないのではないかと思ったときに、自分で売っていくというのを本当に積極的に進めていこうという形でいろいろ模索が始まって、ネット販売もやりましたし、自分で東京に売りに行くというのもやりました。いろいろな形を模索しています。

その中で農業技術とか経営云々というやり方というのは、結構、県であつたり、他の先輩方からも話を聞いていろいろ勉強になるのですけれども、売ることというのは、普通の他の商売の方でも同じだと思うのですが、すごく難しいと思うのです。今までの農業者であつたら農協に売ればいいのか、市場でお願いしていればいいのかという形だったのですけれども、自分で良いものをちゃんとつくって、どうやって売っていくかとなったときに、それはすごく難しいことだ、勉強していかなければいけないと思って、いろいろ試行錯誤しているときに出会ったのがこの育成塾です。

本当に90名の方から選ばれたというのはかなりびっくりしたのですけれども、それぐら

いニーズが高まってきている。思うのですけれども、実は私たちが売っている食べ物というのは女性が調理をします。その必要性というのを女性の私たちがわかっていて消費者の方にお伝えができるという、唯一の農業の仕事の役割ではないかと思います。

今、育成塾で7月から走ってきているのですけれども、今度の土曜日にも六本木のアーケヒルズマルシェで販売の実習があります。これは株式会社阿部農縁で出るというのであれば、普通にいろいろなマルシェに出ていくので変わりはないかと思うのですけれども、そうではなくて、今、20人を4グループに分けて5人で1つのブースを受け持つという形です。私は桃の加工品を売りたいし、ある人はお茶も売りたいし、ある人はお米も売りたいしというのがあるのを調整して、きれいにお客様に分かるような形でどうやって売るのであるかというのを、本当に全国津々浦々、今ネットでつながりながら意見交換をして、やっていく。

何でそんな面倒くさいことをやっているのかというのは、私たちは農業の経営者でもありますけれども、地域のリーダーになるというのが使命なのです。そうやってきたときに「寺山さん、勉強してきたから勝手にやってよ」というのではなくて、「いやいや、そんなことないから、こうやって勉強してきたのだから、一緒にやろう」と地域に戻ってやっていくときに、多分、このマルシェでの意見調整とか、みんなでこうやって見せたらいいねとか、こうやったらいいねという経験をする、実践をする。ただ座学で、マーケティングはこうでお客様はこういうニーズがあって、こうやっていくといいという勉強ではないので、その点は生きてくるのではないかな。

すごく大変というか、常に宿題であったりとか、お互いネット上で意見交換をしたりとか、それはそれでまた女性同士の切磋琢磨が物すごくあって、すごく今、ためになっているのが育成塾だと思います。

では、何で女性ばかりと思うのですけれども、私も看護師のときには、自分で研修に行くときに云万円を払って自分のキャリアを上げるための勉強には確かに行きました。でも、それは自分の休日とか、自分の時間というときに行くことができたのです。でも農業者になってみて、私が出ていくということになると、一人の労働者がその農園から一人いなくなるということになってしまいます。今、旬で何かが忙しいとなったときに、それに代わる人を雇わなければいけなかったりします。そういうところで、いてくれたらいいのという空気はものすごく圧迫感があるというのは、私を初め、育成塾の中で話題になりました。そういうところがやはり普通の研修を受けるというのとは違い、また、生ものを扱っていく私たちなので、そういうものもあります。

まだまだ農業の世界というのは男性の世界だと思うので、その中で、国から言われて研修に出てくるようになったのだとなったら「じゃあ、仕方がないかな。行ってきなよ。」とか、そういう後ろ楯になるかと思うのです。「自分で勉強したいです。だから、行きます。」と立ち上がれる女性農業者は、残念ながら、まだまだ少ないのではないかといいところがあって、そういう中で、やはり育成塾で勉強してみたいという意向の方が90人もい

らっしゃった。残念ながら20人しか選ばれなかったのですけれども、それでもやはり、私とフェイスブックなどでつながって「どういうことを勉強しているの。教えて。私も習いたい。来年は絶対私が選ばれるんだ」というお声などもいただいていますので、この育成塾というのは、本当に今後の女性農業者の地位向上のために必要なことだと思います。

○市川次長 どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思います。

では、横田先生、お願いいたします。

○横田評議員 私は女性経営者の支援をしているので、女性の支援などというのはとても共感する部分があるのですけれども、今回、農水省さんのものに関しては、結構アウトカムのところで、農業起業家による売上金額を671億から800億にするという豪勢な目標を立てていらっしゃるの、とてもすてきだと思いながら拝見しておりました。

ただ、それが20名の方々にこの研修を受けていただく。正直言うと、マーケティングの研修などは女性経営者全員が受けなければいけないものだったりするので、農業に特化する必要がないと思っていて、20人より本当だったらもっと多くの人間にeラーニングなどを通して座学の部分だけでも広くできないのかとか、逆に言うと、その20人の人たちが本当にそれを得ることでどこまで波及効果が、他の女性起業家たちの売り上げに貢献するのかというところは、ちょっと見えづらい。

プログラムはとてもすてきだし、売る技術を学ぶというコンテンツもとても気に入っているのですけれども、余りにも20人というところに対して、効果が薄いのではないかというのが非常に気になっていて、そこら辺をちょっと補足していただけたら嬉しいと思います。

○農林水産省 20人でどこまで成果に関連があるのかという御指摘でございますけれども、20名でございますが、冒頭申し上げたように、全国では73万人の女性従事者がおります。

1市町村で言えば大体400人規模です。今、寺山さんから話がありましたけれども、この成果を地元に戻って、1市町村あたり400人の方々に遡及していくということであるとすると、我々としては、それなりの効果が期待できるものかと思っていますところでございます。

○永久評価者 「女性 農業 育成セミナー」でインターネット検索をすると、都道府県などの単位で、あちらこちらでやっているのです。それは、このお金ではないのですね。

ということは、20名対象ではなくて、各地域でこういうものを行っているように見えるのですけれども、中身が全然違ったりするのかどうか。あるいは都道府県あるいは市町村レベルでやっているのに、国がわざわざこれをやる合理性というか、それを御説明いただければと思うのです。

○農林水産省 担当室長でございます。

御指摘をいただきましたが、おっしゃるとおり、都道府県とか市町村とか、例えば、地元の農協さんなどが主催するような研修というのはもちろんございます。それは男女ともに、例えば6次産業化について学ぶなどということも含めるとたくさんあると思います。この事業で今、次世代塾でやっている中身は、正直そういうものとも一線を画していると我々は思っております。

そういう座学のセミナーは確かにたくさんあるのですが、今回、寺山さんもおっしゃったとおり、実践研修の場というのが非常に重要なポイントになっています。農業界では、いまだに特に地方に行くと、そもそも研修があるということが女性になかなか情報が伝わらないということがあって、農協の組合員は一戸一組合みたいな形になって、男性のメインの経営主のところには研修の情報がいくのですけれども、女性がそもそも受けられないという声も聞きます。そういうものもそうですし、座学の研修とは違って、この実践研修というのは、今週末にあるマルシェは個人で出ることもできますけれども、これから年度末にかけて、大きなBtoBの商談会に彼女たちが出ていく実践研修の場も設けております。こういった商談会に出るような研修というのは、恐らく農業界の方が参加できるものはほとんどないと思っております。

もう一つは、講師の方が今回、我々もそこはしっかり事業実施主体にお願いはしたところなのですが、農業の現場にものすごく精通している方に講師をやっていただいております。一般的な経営理論とか、そういう分野の方だけではなくて、農業の現場にも精通している。そういう方にやっていただいていると思っています。

○永久評価者 受講者の広がりを考えたら、国がそうしたすばらしいやり方を持っていって、おっしゃるのならば、あちらこちらでやっていらっしゃるところに講師をすとか、自分たちのノウハウを直接提供するのではなくて、いっぱいやっている人たちに対して提供する方がよっぽど効果が出るのではないかと思いますのですけれども、それは素人考えでしょうか。

○農林水産省 実は私もインターネットで見ましたけれども、若干、複数の都道府県で確かに女性向けのものはあると思います。ネットで調べたのですけれども、女性だけという形のですね。

結局、今、座学プラス商談という実戦形式もあわせた取組というのは、多分ほかには例がなく、これらのものがきちんと成果を上げていけば、それはさらに取組が進む。

まさに、この事業はモデル事業なので、そういった成果がよく波及すれば、それは民間に委ねるものは委ねていく。そういう方向にはなろうかと思います。

○佐藤評価者 まさにそのモデル事業という性格がすごく大事だと思いました。内容的に

はすごい面白いと思います。非常にタイムリーですし、非常に重要。農業の現代化を図っていく上において、女性の活躍は多分、近々の課題だと思うので。

ただ、先ほどから議論がありますように、ある意味、モデル事業なので、最終的に目指すのは、定着化ですから、本来はこういうものは自治体さん、あるいは農協さんが自分たちでやるべきことだと思うので、そういうノウハウをどうやってそういうところに落していくのか。

今日お越しになった寺山さんを含めて、こういう方がコーディネーターになっていって、自分たちでそういう協議会をつくっていく。それはそれでいいと思うのです。だったら、その道筋をどうつくっていくのか。

私たちはいろいろな事業で残念なものを見てきているのですが、最初は趣旨が正しいのだけれども、だんだん形骸化、マンネリ化していくというのはよくあるのです。今後、何年計画で定着させていってという何らかのロードマップみたいなものはお持ちなのですか。あるいは、これから考えていくという形ですか。

○市川次長 すみません。時間の関係で、この農業の関係の御意見はまとめていただきたいと思います。ほかに農業関係はよろしいですか。

○石田評価者 では関連することですので、「次世代リーダー」をどういう定義で考えていらっしゃるのか。

結局、今回、国費のほうでかなりの金額をお出しになられて、お一人当たり100万円単位のお金で無料で受けていただく。そうすると、今度はそれを波及させるために、例えば、地方に行ってこういう自治体でこういう講演をしてくださいとか、次を育てるためのこういう団体に入ってくださいとか、セミナーをしてくださいというように、国費を投入して人を育てた後に、どうそれを波及させていくのか。ある意味、参加者に対して縛ることにもなると思うのですけれども、そういった取組までされる予定でのプログラムなのかどうかというのをあわせてお聞かせいただきたいです。

○市川次長 横田先生はよろしいですか。

水上先生。

○水上評議員 今のとも関係するのですけれども、20人で予算は7,600万円という話なのですが、そもそも、私は女性経営者が育っていくのはとても大事だと思いますけれども、男性か女性かという話ではなくて、女性経営者はたくさんいるのに20人だけに恣意的に補助しているのですね、基本的にこの事業は。もっと女性経営者で受けたい人がいくらでもいるでしょうけれども、この単価で20万人に受けさせたらいくらかかるのですかという話があると思うのです。

つまり、このたてつけだと絶対に大きくなどはできないのです。基本的には、この事業はちょっとでやっているからお目こぼししてくださいという事業ですね。それは無理だと思うのです。本当に女性経営者は育成したほうがいいと思いますけれども、しようと思ったら、もっと持続可能なやり方にするべきだと思います。

具体的に言うと、もっともっと受益者負担にしなければいけないし、そもそも座学の部分にはインターネット受講にして誰でもどこからでも受けられますとしなければいけないと思います。それはどちらの方が受けた人にとって価値があるかといったら、今のやり方のほうが受けた人にとって価値があるかもしれませんけれども、それだと20人しか受けられないのです。トータルで、国としてはどちらを選びますかということを考える必要があって、受けた人はみんなで集めて実技もやってくれて、その方がいいです。そのほうが価値は高いと思います。でも、それは20人しか受けられない。国として本当にそれで良いのですかというのと、私は国費を投入する事業としては極めて不完全だと思います。

○市川次長　ありがとうございました。

農業についての御質問は以上のおりとして、これをお答えいただいて、次に、文部科学省の事業に移りたいと思います。まとめて御回答をお願いいたします。

○農林水産省　まず、ロードマップということでございます。

今後27年度においては、今回育てた方について、地域でそういったネットワーク化とか、そういったものに取り組む事業等も考えているところでございます。

「次世代リーダー」の定義、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まず農業経営者であって、地域で農業の決定の場に参画して、あるいは、若い農業者を育てていく。そういった方々を我々は次世代リーダーと呼んでございます。

そして全額国費ということでございます。これは、我々はその地域のまさにモデルとなるような者を育成するということで、東京近郊にいる人もあるいは北海道にいる人もこういった研修が受けられるようにということで、宿泊あるいはそういった経費を面倒みているわけでございます。けれども、実際、自分で売るときに農産物を持ってくる経費は自腹でお願いしているところでございます。

20人で7,600万円。他の事業もありますけれども、まさに今、実は女性経営者と呼ばれる部分というのは、本当に1万人しかいないわけです。この部分をまずきちんと成果を出して、地域の女性の方々の「自分で経営に参画してみたい」というネットワークをつくり上げていく。それが我々としては成長産業化につながっていくものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○市川次長　ありがとうございました。

文化庁の事業についての御意見はいかがでございましょうか。

○水上評価者 よく分からないのですが、事実関係として明確にデータがあったら教えていただきたいのですが、舞台関係の芸術家の方は、他の職業の方と比べて、明らかに保育サービスを受けられていないという事情は何かデータはあるのですか。

○文部科学省 データがあって今回要求したわけではございません。先ほど御説明しましたとおり、今回の要求に当たりまして、各統括団体等々にヒアリングを行いまして、その中でそういった状況にあるということを踏まえまして、今回、要求させていただいたということでございます。

○水上評価者 舞台芸術関係の方以外の方は足りていると言っていたのですか。

○文部科学省 と申しますと、すみません。

○水上評価者 舞台関係の方にはニーズがあったという話ですね。舞台関係以外の方のところにニーズはなかったのですか。

○文部科学省 私どもが所管していますのが、舞台芸術、それと美術ですとか、そういったものがございます。ただ、今回、実際には2,000万円という額でございましたので、その中で効果的なもの、また効果を上げるためには、芸術団体等々に出すことが広がりも出て効果があるのではないかとということで判断させていただいて、芸術団体に今回支援させていただくということを決めたところでございます。

○水上評価者 これはもう時間もないので、はしよりますけれども、忙しい職業はいくらでもたくさんあると思うのです。舞台芸術の人が忙しくないというつもりはないけれども、忙しいでしょうし、大変だと思いますが、そういう職業はいくらでもたくさんあるわけで、何で舞台芸術のところだけ切り出して支援しなければいけないのかということを考えたときに、舞台芸術の人だけ特殊性があって通常の保育事業ではどうしても支援できないという事情がデータで示されているということであれば、それは合理性があるかもしれないけれども、ないのですよね。ということであれば、やってはいけない事業だと思います。

○文部科学省 データは実際にとっていませんけれども、実際に公演とか練習につきましては、先ほど申しましたとおり、土日、祝日問わずに行われていること、または通常の勤務時間と違いますので、例えば、夜に及ぶものもあるということで、通常の保育園ですとか、そういったものが使いにくいという状況にはあると思います。

○佐藤評価者 我々は2,200万円、予算としてはそんなに大きくないというのはわかるのです。ただ、我々はこれを認めてしまうと、ほかの業種もみんな認めなければいけないのです。夜働いている方はほかにもいらっしゃるわけだし、もちろん雇用形態の不安定な方というのは他にもいらっしゃるわけなのです。

ですから、たまたま陳情を聞いてしまったという形で、自分たちの管轄から陳情が上がってきたから聞いてしまったというのは分かるのですけれども、やはりエビデンス、なぜそこだけ特化して子育て支援をしなければいけないかという、そのロジックは何もないと思うのです。

他方で、国としては子育て支援はちゃんとしなければいけないという方向でいるわけですから、そこは我々としても徹底的に応援するつもりで、それでここに座っているわけなので、それはそれとしてやるとしても、やはり特殊な特定の業種だけ、なぜそこを認めなければいけないのかというのは、はっきりしないと思うのです。

つまり、何が言いたいかというと、他の業種と比較して、やはりというのは何かあったのですか。同じ文科省さんでも、文化庁さんでもいろいろと管轄しているではないですか。だから、他の業種と比べて、やはりうちは違うと言えたのですか。

○文部科学省 私どもがヒアリングをする中で、芸術団体の場合は、通常、普通の労働者の方が働いて終わった後に公演を提供するという仕事になりますので、午後から始まり、深夜または徹夜をするというのが一般的という話もございますし、そういった場合に、公的支援の保育所等であれば、遅くても9時、私的でも10時ぐらいまでということになりますので、そうすると、自分たちが働く前にそういった公的支援のツールが使えなくなることが多々あるということがありますので、これまではそういったヒアリングを十分やっていなかったのですが、今回する中で、そういった公的支援がなかなか受けられないという話がありましたので、トップレベルの芸術団体を支援する上では、女性の方をどう子育てと両立させるかということを考えて要求したところでございます。

○市川次長 評価シートの記入をお願いいたします。

○佐藤評価者 それは分かるのですが、それは多分、劇団の責任だと思います。先ほどの事業主と言いますか。だから、これははっきりしているわけです。ですから、これは事業者である劇団の責任である。彼らが自分たちの収入の中からそういう形で支援をするのはありだと思うのですけれども、あえてそれを文化庁さんが支援しなければいけない理由が、先験的にわからないのです。

○文部科学省 今回、ヒアリング等々を行っている中でもそうなのですから、結局、

この芸術団体とか芸術の世界というのは、なかなか社会保障などといったものが行き届いていない。また考え方も、それに対して十分考えていないというところが実際あります。

ですから、逆にこの2,000万円というものを使って、そういった芸術団体においても子育てと両方支援できるような取組というものを促すという観点からも、ぜひ、これを予算要求させていただいて、計上したいと考えた次第でございます。

○市川次長 他に御意見はございますか。御意見が固まった方は、送信を進めていただいても結構でございます。

○横田評価者 素朴に質問です。20人にこだわってごめんなさいなのですが、90人の応募は、多いのですか。農業に戻ってすみません。そこに関して、もし次回やるとしたら、本当はこれぐらいの切磋琢磨したものだったらいいとか、農水省さん、何か御意見を。

○農林水産省 今年度初めての事業として、研修の中身もいろいろな検討を踏まえて、女性農業者にどうしても普通は受けられないようなものということで考えた事業なので、正直それなりに宣伝はしたのですが、どれぐらい応募が来るかと思ひまして、20人という定員に対しまして、正直、倍ぐらい来ればいいのかと我々は思っていました。

実は7月からスタートしましたが、東京に全部で5回位出てくる。毎回、宿泊を伴うということもあって、農作業との両立、もちろん、そういったことを乗り越えて来ていただけるような中身にしたつもりなのですが、100人近い応募があったというのは、我々には正直、嬉しい驚きということでした。

○永久評価者 せっかくお越しになったので、寺山さんにおうかがいしたいのですが、これがもし自己負担があるとしたら、受けられませんでしたか。

○寺山参考人 そうですね。かなり厳しいというか。先ほどもお話ししましたが、私が出てくるということは、それだけにその部分を誰かしらが担っているところがあります。それはもうタイムリーに農作業は進んでいかなければいけないので、それによつての人件費であったりとか、それで私がロスしている部分を誰かが補っているというふうにと考えると、では、誰かが補っているプラス自分もお金も払ってそれに行くのだというのを、周りの他の一緒に働いている家族がどこまで、「分かった。行ってこい。」となるかというと、かなり厳しいと思います。

○永久評価者 今、どちらからでしたか。須賀川でしたか。

○寺山参考人 はい。

○永久評価者 須賀川ですよ。では、福島市でやるといったら、どうですか。

○寺山参考人 確かに昔、私もいろいろ暗中模索していたので、女性のそういうのを受けたことはあります。ただし、本当に座学であって、ここまで売るとか。

○永久評価者 同じ中身だったら。

○寺山参考人 同じ中身をやるのですか。

○永久評価者 もしあったとしたら。

○寺山参考人 それは、魅力的だと思います。

○永久評価者 お金を出しても行けますか。

○寺山参考人 お金を出して、どこまでというところはありません。

○永久評価者 どこまでかは分からないけれども、お金を出しても行けるという状況ですね。少なくとも交通費はなくなりますね。

○寺山参考人 私の今の状況は経営者になってきたので、近くであるならば行けるかとは思いますが、他の農業者の。

○永久評価者 寺山さんに聞いています。

○寺山参考人 私ですか。行くでしょうね。それは、やはり学びたい。

○永久評価者 お金を払って。

○寺山参考人 金額にもよります。

○永久評価者 分かりました。ありがとうございます。

○水上評価者 保育士のほうで、純粹に質問としてうかがいたいのですけれども、具体的

に言うと、これは例えば深夜にどうしてくれるのですか。保育園が開いてくる。

○文部科学省 ベビーシッターに来ていただくとかということになります。

○水上評価者 深夜にやってくれるベビーシッターというのは、もう手配ができていて、供給体制はできているのですか。

○文部科学省 それは、想定はしています。

○水上評価者 それは今後、どれぐらいまで拡大していこうと思っているのですか、この予算で。

○文部科学省 拡大というのは、ここで今、想定していますのは。

○水上評価者 ずっと2,000万円でやっていこうと思っているのか、それとも今後、もっともっと拡大していこうと思っているのですか。本当にトップレベルの舞台芸術をどんどんやっていくために深夜もといつて、これをやるとするではないですか。そしたら、それ以外の美術もやってほしいとか、きっといろいろ言ってくると思いますけれども、基本的には、夜に働いている人も昼に働いている人と同じく、等しく保育サービスが受けられるように国として、いくらでも予算をかけてやっていこうという方針の一環だという理解をしていいですか。

○文部科学省 特に舞台芸術団体と限っていますのは、美術等であれば、個人でやっていれば就労時間の制約というものは個人でコントロールできると思うのですけれども、舞台芸術の場合は、まさに午後から深夜。

○水上評価者 でも、昼にアルバイトしていて、夜に創作している美術家はたくさんいますね。

○文部科学省 我々は今、トップレベルの団体に着目してやっています。個人の美術家等についてはまた別の支援といいますか、そういうツールはあると思いますので、今回はこれで考えております。

○水上評価者 ちなみに、トップレベルの団体は何団体ぐらい選ぶのですか。

○文部科学省 今年度の場合は、148団体です。

○水上評価者 その団体は、今後増やしていくのですか。

○文部科学省 予算の関係もありますけれども、増やしていけるかどうかというのは今、申し上げられませんが、今の予算段階では、148団体です。

○水上評価者 一つ重要なのは、これを1個やると他のところだって良いなと言いますね、普通に考えて。国全体として、夜間にもずっと保育を受けられるように全部サービスを整えます、10兆円くらいかけますという話だったら、それはそれで方向性としてあるかもしれないけれども、2,000万円だけかけて、ここだけ支援しますという、単なるえこひいきではないですか。

○永久評価者 トップレベルということは、かなり経済的にも高いと理解したらいいのですか。そうでもないということですか。では、トップレベルではない方がもっと必要ですね。

○文部科学省 私どもは、文化庁の文化の振興の観点から、トップレベルの文化団体を養成したいというのが一つの責務でございますので、そのトップレベルの団体で、女性の芸術家の方が、補充がきかないので、その方が結婚、出産、子育てで抜けてしまうということになれば、その団体は活動できなくなるということもありますので、そういうことにならないように、トップレベルについては支援していきたいと考えております。

また、これが公的支援でそういったことができるということであれば、こういったベビーシッター等の関係は、我々が要求しなくても済むということになるかと思います。

○永久評価者 先ほど、佐藤さんだったと思うのですが、それは団体の問題ではないのかというか、団体が対応すれば良いのではないかと理解するのですが、すみません。時間がないようですので、これはもう感想です。

○市川次長 では、選択肢の選択の結果がとりまとまりましたので、発表いただきます。

○永久評価者 それでは、農業の論点がいくつかありましたけれども、論点1「6次産業化の推進は農業全体の課題である中、女性経営者だけを対象に支援する意義・目的は何か」という論点に対しまして、①、②、③と3つ答えがあります。

①が「女性経営者を対象とする事業には支援する意義が認められる」が4です。

②が「女性経営者だけを対象とした支援は必要ない」が1です。

③「その他」が1ということで、4、1、1という数字が出ております。

次、論点2ですが「『次世代リーダー』の定義や育成ビジョンは明確か」ということですけれども、①の「定義や育成ビジョンが明確とは言い難い」というのが5で、全員がこれに投票しております。

その中の内容ですけれども、複数回答可ということで、㊦の「次世代リーダーの定義を明確にすべき」が1。

④の「中長期的な育成ビジョンを明確にし、戦略的に育成すべき」が2。

㊦の「その他」が3でございます。

次、論点3「費用負担のあり方は適切か」ということですけれども、①「全額国費では、費用負担が適切とは言い難い」が4でございます。

その中の見直し内容ですけれども、複数回答可ということで、㊦「参加者負担を求める」が4。

④「個人・法人などの区分で負担額の差異を設ける」が1。

㊦「負担を求めることで、受講者を増加させる」が2。

㊥「その他」が2でございます。

回答の中の②というものがあります。これは「全額国費で研修を実施し、次世代リーダーを育成することも必要であり、費用負担は適切」、これはゼロです。

③「全額国費負担でも良いが研修費用を圧縮すべき」が1でございます。

④「その他」はありません。

文科省の方ですけれども、今の舞台芸術のお話です。

論点4「職と育児の両立はすべての女性の課題である中、舞台芸術の分野にだけ、託児費用等を支援する理由は何か」。

①「舞台芸術の分野にだけ支援する必要はない」が、5で全員でございます。

理由、複数回答可で、㊦の「舞台芸術に限定する理由が見出せない」が4。

④「国の関与のあり方として適当でない」がゼロ。

㊦「期待される成果が不明確」が1。

㊥の「その他」が1でございます。

以上です。

○市川次長 どうもありがとうございました。ほかの2テーマとあわせて文章としてのコメントについては、次のセッションの後でとりまとめます。

大分時間を超過してしまいましたが、第1セッション女性活躍・子育て支援のレビューは以上のとおりいたします。どうもありがとうございました。

(その後に発表されたとりまとめコメント)

○永久評価者

女性活躍・子育て支援に関連する事業についてとりまとめコメントを公表いたします。

待機児童解消加速化プランについてです。

保育所のハード整備は重要であり、地域のニーズや実情を踏まえつつ推進するべきではないか。優良事例などの積極的な情報発信により、「保育コンシェルジュ」と同様の取組を他の地域に普及させることを通じ、利用者のニーズに沿った保育サービスの提供につなげるべきではないか。

評価の適正化の状況など地方の実情も踏まえつつ、地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくべきではないか。研修等を通じた評価機関の質の向上も重要であり、取組を進めるべきではないか。

保育施設・サービス等の充実により、女性の就業継続、新たな労働力確保、消費者の確保等を通じて企業が裨益することに着目し、新たな企業負担のあり方について検討し、これによりさらに待機児童対策を含めた子育て支援を推進すべきではないか。その際、企業の裨益について相関を示していくことも重要ではないか。

以上です。

次、放課後子ども総合プランについてです。

教育部局と社会福祉部局との連携がいまだ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービス提供がなされているとは言い難い。例えば事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合をさらに推進すべきではないか。

地方公共団体レベルでの成果の検証の枠組みが明らかではなく、地方公共団体における事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等を公表し、PDCAを回していくべきではないか。

また、現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進するべきであり、例えば、協議会の設置を補助の条件とするなどのインセンティブ付与などを検討すべきではないか。

以上です。

次、女性活躍・子育て支援に関連する個別事業についてです。

「輝く女性農業経営者育成事業」の次世代リーダー育成塾については、女性は6次産業の担い手として期待されるなど、現状、その意義は認められるものの、民間や地方における同様の取り組み、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、受講者にも適切な自己負担を求めるとともに時限的な取組とするべきではないか。

ミッションを含め、「次世代リーダー」の定義を明確にすることが必要ではないか。

研修の手法として、eラーニング等を通じ多数が参加できる基礎的な研修と、参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。成果の横展開を図ることも重要ではないか。

次ですが、「舞台芸術創造向上・発信プラン」における子育て支援について、舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべきではないか。

以上です。

評価者の皆さん、何か御意見があれば。

なければ、これで我々のコメントの取りまとめといたします。